

議案説明書

【8月22日開催分】

令和7年9月定例会

令和7年生駒市議会第5回(9月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和7年8月22日(金) 午後1時

2 場 所 第1会議室

3 説明議案等

報告第7号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
報告第8号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
議案第51号	令和7年度生駒市一般会計補正予算（第2回）
議案第52号	令和7年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）
議案第53号	生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号	生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第55号	篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号	生駒市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
議案第57号	生駒市特別会計設置条例を廃止する条例の制定について
議案第58号	RAKU-RAKUはうす条例を廃止する条例の制定について
議案第59号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第60号	生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

経営企画部長	井上博司	総務部長	小林弘幸	財務部長	鍬田明年
地域活力創生部長	川島健司	福祉部長	後藤治彦	子育て健康部長	吉村智恵
建設部長	米田尚起	都市整備部長	清水一彦	消防長	金田和彦
教育部長	松田 悟	生涯学習部長	坂谷 操		

報告第7号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

【消防本部】

今回の専決処分は、本年5月24日午前5時24分頃、救急出動中の救急隊が、山崎新町地内の共同住宅の1階エレベーターホール内で、物損事故を起こしたものです。

事故の概要としては、共同住宅での救急活動中、傷病者をストレッチャーに収容し、エレベーター室内から移動する際、1階エレベーター開口部付近の壁面にストレッチャーを接触させ、損傷させたものです。

損害賠償額については、損傷部分の現状を回復する費用として、7万5900円となり、本市が加入している消防業務賠償責任保険から支払われ、令和7年7月3日に復旧工事が完了しています。

本件について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年6月27日付けで専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告するものです。

報告第8号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

【建設部】

本件は、道路上において発生した物損事故について、この度示談が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年7月31日に専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものです。

事故の概要については、令和7年6月11日（水）午後4時9分頃、東新町地内の交差点において、南下直進する公用車の右側後部側面と右折する相手方車両の右側前部側面が接触し、公用車とともに相手方車両も損傷したものです。

なお、損害賠償額については、相手方損害額の20%に当たる1万1381円です。

議案第51号 令和7年度生駒市一般会計補正予算（第2回）

【経営企画部】

歳入の款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金について、6月16日に市内在住であった故人の方から、1億3000万円の遺贈寄附を受けたことから、補正を行うものです。

続いて、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目6企画費について、今回の遺贈寄附に伴う寄附金を篤志寄附基金の教育環境整備基金及び庁舎窓口環境整備基金に積み立てるため、補正を行うものです。

【総務部】

第3表債務負担行為補正、事項「市営駐車場指定管理業務」について、ベルテラスいこま自動車駐車場、生駒駅前南自動車駐車場、生駒駅北地下自動車駐車場の3施設については、指定管理者による施設運営を行っていますが、現在の指定

管理者による指定管理期間が令和7年度で終了することから、新たな指定管理者を今年度内に選定し、令和8年度から新たな指定管理者による施設運営を始めるため、令和7年度から令和12年度までについて、総額5億8849万4000円の債務負担行為の設定を新たに行うものです。

なお、令和7年度において歳出は発生しません。

【財務部】

令和6年度決算において生じた一般会計の剰余金15億3600万7000円のうち、地方財政法の規定に基づきその2分の1を下らない額について、積立て又は地方債の繰上償還の財源に充てる必要があります。

よって、当該剰余金の半分について、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費の節24積立金で、北部地域整備促進基金の3億円に加え、4億6800万4000円を「公共施設等総合管理基金」に積み立てます。

続いて、款10公債費、項1公債費、目1元金の節22償還金利子割引料の3億7800万円について、地方債の繰上償還をするものです。

また、目3公債諸費の節21補償補填及び賠償金の5万7000円については、地方債の繰上償還に伴う補償金を計上しています。

同じく目2利子、節22償還金利子割引料の192万2000円については、日銀による政策金利の引上げに伴い、令和6年度借入地方債の利率が当初の見込みよりも高くなつたことで、予算が不足するため補正をするものです。

これらの財源は、款19繰入金、項1基金繰入金、目1減債基金繰入金の3億7800万円と、款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金8億6230万6000円の内、197万9000円となります。

【地域活力創生部】

款2総務費、項1総務管理費、目8市民活動費、「新しい地域コミュニティ構築推進事業委託料」ですが、本事業は、高齢化の進展等により、自治会における担い手不足、加入率の低下が課題となる中で、現役世代を中心に、顔の見える関係づくりを進めることで、自治会などコミュニティの活性化を図ろうとするものです。

事業の概要としては、これまで地域との関わりが少なかつた人が、自分の興味・関心や特技などを起点とした、ゆるやかなつながり、顔の見える関係を、地域につくることを目指します。

その方法として、それぞれの人の興味・関心などを見える化して、知らなかつた人同士の新しいつながりを生むための、デジタルツールの検討を行うとともに、集会所などのリアルな場での、ワークショップやイベントなどを、令和7年度から実施していきます。

さらに、担い手不足などの課題が顕在化している自治会活動について、行政との関わりや果たすべき役割を、改めて整理した上で、デジタルも含めた事務の効率化、活性化の方策を検討します。

今年度の補正額としては、全体事業構想の検討、モデル地区を設定した上での住民アンケートやイベント、ワークショップ等の実施経費に加え、地域でのゆるやかなつながりをつくり、地域活動を支援するためのデジタルツールを検討する経費として、委託料4310万9000円を計上しています。

事業の財源については、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、補助率2分の1の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を充当しています。

次に、「第3表債務負担行為補正」の、「新しい地域コミュニティ構築推進業務」について、令和8年度に執行を予定しているワークショップ、イベント等の実施、事業の実施主体等の検討などの委託に要する経費として、2003万4000円を設定しており、令和7年度分の事業費と合わせて、公募型プロポーザルによる事業者選定の実施を検討しています。

次に、「家庭系ごみ袋販売等業務」については、家庭系ごみ袋の販売、保管、配達等の業務について、公募型プロポーザルによる委託の経費4531万5000円を設定しています。

この業務については、これまで、地域の総合経済団体である生駒商工会議所に委託し、市内での取扱店舗の拡大を図ることで、身近な店舗で安定的にごみ袋が購入できる環境を整えてきましたが、今後、この基盤を活用しながら、地域の事業者等と連携した啓発活動の展開など、ごみ減量をさらに一步進めるための事業を内容に組み込んだ業務として実施するものです。

業務期間は、令和8年度から10年度までの3年間で、令和7年度に公募型プロポーザルを実施するものです。

【福祉部】

福祉部所管分の説明の前に、本議案（議案第51号）、さらに、議案52号、58号にも関わることから、生駒駅前周辺教育、福祉機能再配置案について説明します。

この度の再配置案については、福祉部としては、指定管理期間が今年度末までとなる「RAKU-RAKUはうす」、また、既に廃止の議決を得ていますデイサービスセンター幸楽の廃止後の在り方、また、コミュニティセンター、セラビーアイコマなど、駅前周辺の公共施設で実施している介護予防教室等の機能集約などを検討していました。

また、教育部、生涯学習部では、「学びの多様化学校」を令和9年度に開校したい、教育支援施設の老朽化の問題などがあり、これら3つの部の意向が反映された教育、福祉機能の再配置案となっています。

まず、「RAKU-RAKUはうす」については、現在利用されている「高齢者交流スペース」を工事期間中、一旦、幸楽2階での実施とし、社会福祉協議会の自主事業の多世代交流事業として、また、現在幸楽3階で実施している「パワーアップPLUS教室」、1階にある「地域包括支援センター」「居宅介護支援事業所」「訪問介護事業所」など、幸楽の全ての機能を移転させるとともに、駅前公共

施設（生駒市コミュニティセンター、たけまるホール等）で実施している市直営の「介護予防教室」も集約し、支援機能の強化、利便性の向上につなげたいと考えています。

また、教育支援施設の機能を移転させ、「教育相談室」「ユースネットいこま」「学びの多様化学校」を整備し、令和9年度開校を目指します。

歳出として、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金補助及び交付金において、物価高騰対策の一環として生駒市社会福祉協議会が独自事業として実施しているフードドライブ事業に対する支援を通じて、物価高騰の影響を受けている市民の皆様を支援するため、社会福祉協議会への事業支援の補助金として、120万円を計上しています。

なお、財源としては、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用します。

続いて、款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉費、節12委託料において、設計委託料22万7000円を計上しています。

本委託料は、生駒駅周辺の教育・福祉機能再配置に伴い、現行の「RAKU－RAKUはうす」の機能を見直し、令和8年9月末以降に幸楽の機能を移転させるため、令和7年度中に「RAKU－RAKUはうす」の改築を行うための設計委託料です。

金額については、771万1000円の予算額となります。幸楽の改築に伴う設計委託料として、当初予算に計上していた748万4000円との差額である22万7000円を増額する形となっています。

続いて、節14工事請負費において、同じく生駒駅周辺の教育・福祉機能再配置に伴い、「幸楽」建物の使用用途が変更となるため、今年度、幸楽の高圧受変電設備の改修工事を実施する見込みがなくなったことから、当初予算に計上していたデイサービスセンター設備整備工事費750万円を全額減額するものです。

続いて、第3表債務負担行為の補正です。

追加として、事項「福祉センター送迎用バス更新業務」、期間令和7年度から令和8年度まで、限度額1284万2000円としています。

福祉センター送迎用バスについては、平成13年から使用しており、走行距離が50万キロを超えていることに加え、雨漏りやエアコンの故障など不具合が生じていることから、更新を行うものです。

ただし、車いす昇降など利用される方用に改造する必要があり、年度内の納車が難しいことから、債務負担行為の設定するものですが、令和7年度中の予算の支出はありません。

なお、更新については、全額寄附金を活用します。

【子育て健康部】

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のうち、令和6年度に交付された「こども子育て交付金」など（国庫負担金、補助金、県負担金もある）について、事業実績報告の結果、こどもサポート事業費において185万3000

円、子育て世帯支援事業費において108万9000円の合計294万2000円の償還が必要となったことから、過年度償還金の増額補正を行うものです。

【都市整備部】

款6土木費、項3都市計画費、目4北部地域整備促進事業費について、今後、多額の資金が必要と見込まれる学研高山地区第2工区の土地区画整理事業等の進捗を図るため、令和6年度一般会計決算剰余金の一部を活用して、北部地域整備促進基金に3億円を積み立てることとし、令和7年度一般会計予算を補正するものです。

【消防本部】

第2表繰越明許費の款消防費、項消防費の消防施設等整備事業で、繰越明許を設定するものです。

この事業は、令和7年度の車両更新整備事業として、消防署配備の火災原因調査車と、消防団機動第3分団配備の小型動力ポンプ付積載車の2車両を更新するのですが、現在、国内販売されている車両各メーカーの対象車種の安全基準の見直しや、車両のシャシ・部品等の受注過多による供給不足など、納期が見通せない状況となっており、今年度内での事業完了が見込めなくなったことから、中間検査に伴う旅費・保険料・委託料・重量税などを含めた車両購入費として、消防署配備の火災原因調査車の更新経費1040万4000円と、消防団配備の小型動力ポンプ付積載車の更新経費1396万4000円の2車両の更新整備費計2436万8000円の繰越明許を設定するものです。

【教育部】

款21諸収入、項4雑入、目4雑入、節3学校給食材料費徴収金について、物価高騰に伴い、子育て世帯の経済的負担の軽減と安心して学校生活を送っていたくことを目的に、国からの臨時交付金を活用し、小・中学校の給食費について、令和7年10月分の1カ月分を無償化するため、4047万2000円を減額補正するものです。

なお、財源としては、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てます。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節22償還金利子及び割引料については、過年度償還金として、学童保育や保育所等の運営、また、保育所等が実施する様々な保育サービスのための交付金及び補助金について、「子育てのための施設等利用給付交付金」「保育対策総合支援事業費補助金」「子ども・子育て支援交付金」「施設型給付費等交付金」「子どものための教育・保育給付交付金」「子ども・子育て支援事業補助金」の超過交付分の償還として5972万2000円のうち、教育部分として5678万円を計上しています。

次に、目4母子父子福祉費、節22償還金利子及び割引料について、過年度償

還金として、母子家庭等対策総合支援事業補助金の超過交付分の償還として
127万4000円を計上しています。

次に、款8教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費、節22償還金利子及び割引料について、過年度償還金として、新制度に移行した私立幼稚園の運営費等の「子どものための教育・保育給付交付金」の超過交付分の償還として178万2000円を計上しています。

次に、款8教育費、項1教育総務費、目2心の教育活動事業費については、「学びの多様化学校」に係る補正予算です。

本市ではこれまで不登校対策として、「いきいきほっとルーム」、「のびのびほっとルーム」や校内サポートルームなど不登校児童生徒の居場所づくりに積極的に取り組んできました。この度、さらに学びの観点から子どもたちや保護者の選択肢を増やすために「学びの多様化学校」の整備を進めます。

「学びの多様化学校」は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣の指定を受け、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校です。

国で認められた学校であるため、提供する学びは公的な質が保証され、高校進学に必要な内申点を付与できます。

また、国の指定を受け、教育課程を柔軟に編成・実施できるため、児童生徒一人一人の興味や特性、学習進度に応じた「個別最適化された学び」を実施できます。

本市の不登校児童生徒数は年々増加傾向にあります。

本市では、本年6月25日から7月3日までの間、不登校支援に関するニーズを把握するため、小中学校の保護者を対象に不登校支援のニーズ調査を実施したところ、「お子様はこれまでに学校に通いづらかった経験がありますか?」の問い合わせについては、4割が「はい」と回答しています。

また、その方々を対象とした「どのような期間でしたか?」との問い合わせに対しては、半数以上の方が1カ月以上と回答しており、23.3%が1年以上との長期にわたる回答をしています。

また、「不登校支援にどのような施策が必要だとお考えですか?」との問い合わせに対しては、多くの方が何らかの居場所や学びの場を必要と考えていることが分かります。

さらに、「お子様が現在学校に通いづらい状況、または、もし将来学校に通いづらい状況になった場合、『学びの多様化学校』への通学を検討しますか?」の問い合わせには、「どちらかと言えば『はい』」を含めると半数近くの方が検討すると回答しており、「情報次第で検討したい」と回答した方を含めると、97%の方が検討すると回答しています。

このような状況も踏まえ、教育委員会で検討し、8月19日の総合教育会議を経て、同日の教育委員会定例会で「学びの多様化学校」の令和9年4月開校に向けて取り組んでいくことと決定されました。

令和8年度に改修工事を実施し、令和9年4月開校を目指します。

このことから、幸楽を改修し、「学びの多様化学校」、「ユースネットいこま」、「教育支援室」を整備するために、今年度に設計業務を行うための委託料として、1664万5000円を計上しています。

また、その財源としては、歳入として、款19繰入金、項1基金繰入金、目11こども未来基金繰入金に同額を計上しています。

【生涯学習部】

第3表債務負担行為補正、追加として、事項「南コミュニティセンターせせらぎ空調設備整備工事」期間「令和7年度から令和9年度まで」限度額「5億9411万円」については、南コミュニティセンターせせらぎ空調設備更新工事の設計業務が完了したことから整備を進めていくものです。整備に当たっては、利用状況及び財政負担を鑑み、3期に分けて実施するものとし、その1期を令和8年春とするために事業者選定及び仮契約の締結などに相当の日数を要することから、限度額を「5億9411万円」とする内容の債務負担行為を追加するものです。

議案第52号 令和7年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）

【福祉部】

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに1億394万5000円を追加し、総額106億901万3000円とする補正を行います。

歳出について、款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金として、介護給付費等の、国・県からの過年度の追加交付分を介護給付費準備基金へ積み立てるため、追加交付分の9355万8000円を計上しています。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金において、国・県・市・診療報酬支払基金への前年度の精算返還金として、1038万7000円を計上しています。

次に、歳入について、介護給付費準備基金積立金の財源として、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金として1478万6000円、同じく、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業介護予防・日常生活支援総合交付金として247万2000円、次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金として7475万5000円、同じく、款5県支出金、項2県補助金、目2地域支援事業包括的支援等交付金として154万5000円を計上しています。

次に、前年度の超過交付分の返還分の財源については、款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として、1038万7000円の繰り入れを計上しています。

続いて、第2表債務負担行為補正を行います。

幸楽の機能を「RAKU-RAKUはうす」に移転させることに伴い、当初予定していた指定管理を終了し、指定管理の業務の中で運営していたパワーアップ

P L U S 教室の運営を単年度ごとの委託業務に変更することになったことから、当初設定した債務負担行為を廃止するものです。

議案第 53 号 生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 54 号 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【総務部】

(議案第 53 号)

生駒市議会議員及び生駒市長の選挙における公費負担については、衆議院及び参議院議員の選挙の場合を基準に条例により定めていますが、最近の物価変動の影響等を考慮した公職選挙法施行令の改正により、衆議院及び参議院議員の選挙の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、本市条例を同法施行令と同様に改正するものです。

改正内容としては、選挙運動用ビラの作成の公費負担の単価を「7円73銭」から「8円38銭」に、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の単価を「541円31銭」から「586円88銭」に改めるものです。

なお、施行期日は、公布の日としています。

(議案第 54 号)

本条例については、令和6年8月の人事院勧告及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づき、仕事と生活の両立支援拡充のため、部分休業制度の拡充及び子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置について、「生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「生駒市職員の育児休業等に関する条例」を一部改正するものです。

まず、「生駒市職員の育児休業等に関する条例」について、育児休業等に関する条例の主な改正内容としては、勤務時間の始め又は終わりに1日に2時間の範囲内で取得することができる部分休業について、現行の制度を拡充した第1号部分休業に加え、新たに第2号部分休業を設け、どちらかを選択して取得できるようになります。

具体的には、説明資料①の第1号部分休業は、これまで、部分休業は、勤務時間の前後につなげて30分単位での取得となっていたものを、改正後の図のとおり、勤務時間の間においても取得可能となります。

次に、説明資料②の第2号部分休業は、今回、新たに追加されたのですが、1年につき10日相当の範囲で、1時間単位で、丸1日でも取得することができるというものです。

①と②は、選択制となるため、どちらかを選択しての取得となります。

続いて、「生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正の主な内容ですが、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するため、妊娠、出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知や制度利用・働き方への意向を聴取し、それに配慮しなければならないことを明記したものです。

施行期日は、令和7年10月1日からとし、令和7年度中の部分休業の取得日数について所要の経過措置を設けています。

議案第55号 篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 生駒市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

【経営企画部】

(議案第55号)

令和7年6月16日に、市内在住であった故人の方からの遺言により、本市に1億3000万円の遺贈寄附を受けました。

寄附金の使途についての意向は示されていなかったことから、検討した結果、4000万円を令和9年度に予定している市役所庁舎に設置予定のワンストップ総合窓口をはじめとする市民の方が使用される椅子やカウンターの整備に係る経費に、9000万円を現在令和10年度の開校を目指して進めている生駒南小・中学校やその他市内小・中学校に要する備品に充てることを検討していることから、寄附金をいったん基金に計上しておく必要があるため、本条例を改正するものです。

改正内容については、第2条の表中、教育環境整備基金の部分に新たに9000万円に係るものと追加するとともに、4000万円に係るものについて、新たに庁舎窓口環境整備基金として創設するものです。

最後に、施行期日は、公布の日としています。

(議案第56号)

企業版ふるさと納税については、生駒市デジタル田園都市構想総合戦略を基に作成する地域再生計画に基づく事業を寄附の対象事業とするもので、これまで、本市では、寄附を受けた年度の当該事業に活用することとしていました。

今後、寄附を受けた当該年度の事業のみではなく、翌年度以降に実施予定の新たな事業も対象とし、より寄附をいただく企業の希望する使い道に沿った事業に寄附金を活用することを可能とすることにより、企業版ふるさと納税制度の更なる活用を図っていくため、新たに本条例を設置するものです。

条例本文の内容としては、第1条に今回の基金を設置する目的を、第2条には積立てに係ることを規定するとともに、第3条には基金の管理に関する事項、第4条は運用益金の処理に関する事項、第5条は繰替運用に関する事項、第6条は処分に関する事項を規定しています。

最後に、本条例の施行については、公布の日から施行するものです。

議案第57号 生駒市特別会計設置条例を廃止する条例の制定について

【財務部】

現在、生駒市特別会計設置条例には、公共施設整備基金特別会計のみが定められていますが、当該特別会計を廃止することから当該条例を廃止するものです。

当該特別会計の目的は公共施設整備寄附金及び公共施設整備基金から生ずる収益金の取扱事業となっています。令和2年度以来、公共施設整備寄附金がゼロで

あり、特別会計の役割は果たしたことと考えられること、令和6年度に開催された監査委員による決算監査でも当該特別会計の存在意義について指摘があったことから廃止するものです。

なお、公共施設整備基金そのものについては、残高があるため、存続しますが、「生駒市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例」において、その運用から生ずる収益は、廃止を予定している『特別会計』に計上して、基金に繰り入れるものとしていることから、その部分を一般会計で対応できるようにするための改正も併せて行います。

なお、本条例の施行期日は令和8年4月1日としています。

議案第58号 RAKU-RAKUはうす条例を廃止する条例の制定について

【福祉部】

「RAKU-RAKUはうす」の廃止経緯については、議案第51号の「生駒駅周辺教育・福祉機能再配置案」の説明のとおりであり、指定管理期間が終了する令和8年3月31日をもって廃止をするものです。

なお、「RAKU-RAKUはうす」の使用に当たっては、回数券を発行しているため、廃止までに全て使用しきれない方の還付に対応するために、経過措置の規定を設けています。

議案第59号 生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【都市整備部】

この度の対象地区は、「生駒市白庭台地区」、「生駒市学研北生駒駅北地区」、「生駒市学研奈良登美ヶ丘駅前地区」の3地区です。

「生駒市白庭台地区」は、既存地区計画の区域に約0.09ヘクタールを追加する都市計画変更を行ったものです。

次に、「生駒市学研北生駒駅北地区」は、本年4月に都市計画決定した地区計画について、実効性を高めるため、本地区6.3ヘクタールを追加するものです。

続いて、その制限内容の区割図は記載のとおりです。

また、条例で定める建築物の制限内容で、建築用途、敷地面積、壁面位置、容積率、建ぺい率、高さを制限しており、内容は記載のとおりです。

次に、「生駒市学研奈良登美ヶ丘駅前地区」については、建築基準法の改正に伴う条項のずれであり、内容については、特段、実質的な変更はありません。

なお、本条例の施行日は、公布の日からとしています。

議案第60号 生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

【建設部】

本市下水道事業の経費回収率は73%前後で推移し、一般会計からの繰出金に依存した経営状況が固定化されています。

効率的な下水道の整備や水洗化率の向上等に取り組んでいるものの、人口減少等による下水道使用料の減少や、物価上昇に伴う経費の増加が見込まれており、今後の経営は一層厳しくなることが想定されます。

さらに、今後、老朽化が進展する下水道施設の更新を適切に実施するための財源確保が急務となっており、令和5年度生駒市下水道事業会計決算審査意見書では可及的速やかに使用料設定を適正化すべきとの意見が監査委員から示されました。

これらの課題や意見に対応するため、令和6年12月に生駒市下水道事業経営戦略を改定し、下水道使用料の適正化による経費回収率の向上に向けたロードマップを公表するとともに、生駒市下水道事業経営審議会条例を制定しました。

そして、本条例は生駒市下水道事業経営審議会の審議を経た上で、同審議会の答申書に基づき、下水道使用料の改正を行うものです。

次に、条例の改正内容について、第21条第2項において、有収水量が減少傾向である中、経営の安定性を確保するため、1月につき150円の基本使用料を新たに設定します。

また、同条第3項では各排水区分の水量使用料の単価を改正するとともに、同条第5項では定例日以外の日に使用を開始等した場合の基本使用料は、奈良県広域水道企業団における基本料金の算定と同様の使用日数の区分に応じ、月数を算定することを規定します。

最後に、施行期日は、可及的速やかに使用料設定を適正化すべきとの監査委員の意見を踏まえ、本条例の施行期日は令和8年4月1日からとしています。

議案説明書

【9月2日開催分】

令和7年9月定例会

令和7年生駒市議会第5回(9月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和7年9月2日（火）午前9時30分

2 場 所 第1会議室

3 報告案件

報告第9号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
-------	----------------------------------

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

都市整備部長 清水一彦

報告第9号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

【都市整備部】

本件は、学研高山地区第2工区内の本市が所有する敷地の枯損木が倒木し、民有地に存する倉庫の屋根や壁の一部を損壊させた事案につき、この度、示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年8月28日付けで専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものです。

事象の発生日は、令和7年7月1日（火）頃、場所は高山地内で、損害賠償の額は59万4000円です。

事象の概要について、場所は、学研高山地区第2工区内（学研高山地区南エリア内）で、本市所有地の枯損木が市道宮方稲葉線支線16号を挟んだ民有地に倒れ、倉庫の屋根及び壁の一部を損壊させました。

本市に賠償責任があると判断し、相手方との示談が成立したことから、修繕に要する費用を損害賠償として支払うものです。

なお、修繕費については、相手方から提出された見積りについて内容を精査し、金額の妥当性を確認しています。

議案説明書

【9月4日開催分】

令和7年9月定例会

令和7年生駒市議会第5回(9月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和7年9月4日（木）午前9時30分

2 場 所 第1会議室

3 説明議案

議案第 71 号	財産の取得について
----------	-----------

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

地域活力創生部長 川島健司

議案第71号 財産の取得について

【地域活力創生部】

本案については、令和7年度予算において債務負担行為を設定した、清掃リレーセンター脱着装置付コンテナ専用車購入であり、所有3台のうち1台の更新を行うものです。

去る8月22日に条件付一般競争入札を行った結果、3社の入札があり、いすゞ自動車近畿株式会社奈良支店が、税込み2498万1000円で落札し、納入期限を令和9年3月31日までとして仮契約を締結しました。

なお、落札率は91.59%でした。

議案説明書

【9月16日開催分】

令和7年9月定例会

令和7年生駒市議会第5回(9月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和7年9月16日(火) 午後1時

2 場 所 第1会議室

3 説明議案等

報告第 10 号	令和6年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について
報告第 11 号	令和6年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について
議案第 63 号	令和6年度生駒市一般会計決算の認定について
議案第 64 号	令和6年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について
議案第 65 号	令和6年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について
議案第 66 号	令和6年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について
議案第 67 号	令和6年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 68 号	令和6年度生駒市水道事業会計決算の認定について
議案第 69 号	令和6年度生駒市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 70 号	令和6年度生駒市病院事業会計決算の認定について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

経営企画部長	井上博司	総務部長	小林弘幸	財務部長	鍼田明年
地域活力創生部長	川島健司	福祉部長	後藤治彦	子育て健康部長	吉村智恵
建設部長	米田尚起	都市整備部長	清水一彦	消防長	金田和彦
教育部長	松田 悟	生涯学習部長	坂谷 操	議会事務局長	市川 豊
財政課長	日高興人	奈良県広域水道企業団生駒事務所長	岡村祥宏		

【令和6年度決算の総括と一般会計の歳入歳出全般の概要を「令和6年度決算の概要」に基づき説明】

初めに、一般会計「1 決算規模」は、歳入が「492億3000万円」、執行率は、「92.1%」、対前年度比では、「36億2800万円」、「8.0%」の増額となりました。

歳出は「473億8400万円」、執行率は、「88.6%」、対前年度比では、「36億7700万円」、「8.4%」の増額となりました。

歳入については、国庫支出金において、低所得世帯への給付事業や定額減税対応等による增收、地方特例交付金において、定額減税減収補填特例交付金が交付されたことから增收、地方交付税において、国の補正予算等による普通交付税の増額や、市債において、清掃センター基幹的設備改良事業に対する借入れにより增收となり、全体として增收となりました。

歳出の内容については、積立金において、実質収支の一部を繰上償還に活用したことで基金への積立額が減少、補助費等において、新型コロナウイルス感染症医療体制整備事業の縮小等により補助金が減少となったものの、低所得世帯に対する給付金給付事業による扶助費の増加や、普通建設事業費において、清掃センターの基幹的設備改良工事等による増加があり、全体の支出額は増加となりました。

決算収支の推移については、令和6年度の実質収支は「15億3600万円」の黒字となっています。一方、単年度収支は、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて算出しますが、前年度の実質収支の「16億4300万円」を全て予算化し、物価高騰への対応や、公共施設の改修、基金への積立て等を行った結果、「1億700万円」の赤字となりました。

次に、特別会計については、令和6年度決算における4つの特別会計は、全て黒字又は収支均衡となっています。

財政の状況については、「2 財政関係指標」のうち、経常収支比率は、「88.0%」で、前年度より「2.2ポイント」改善しました。これは、歳出において、給与改定等による人件費や物価高騰等による物件費が増加したことにより全体として増となったものの、歳入においても、市税や県税交付金、普通交付税等が増加したことに加え、定額減税に伴う地方特例交付金が増加したことにより、全体として歳出を上回る増加となり改善しました。

次に、社会保障関係費については、令和6年度決算「100億8100万円」を令和5年度決算と比較すると、「6億3300万円」の増額となりました。これは、障がい福祉サービスの給付費の増があったこと、国民健康保険特別会計に対する事務費等繰出金の増等によるものです。社会保障関係費については、少子高齢化、人口減少が続いている中、今後も増加していくものと考えています。

財政運営において、物価高騰対策に引き続き取り組んでいくとともに、税収においては、大幅な增收が見込まれない中、少子高齢化、人口減少への対応だけでなく、新たな市民ニーズに応え、投資への余力を確保していく必要があります。

そのためにも、既存事業の見直しを行い、将来世代に過大な負担を負わせない「健全な財政運営」を続けていくことが重要であると考えております。

最後に、令和6年度決算の概要（企業会計分）の資料をお願いします。

続いて、企業会計について、水道事業会計については、「2損益収支」において、事業収益は「26億3000万円」、事業費は「25億8000万円」となりました。

この結果、当年度純利益は、「5000万円」となり、前年度繰越利益剰余金と合わせた、当年度未処分利益剰余金は、「8億3000万円」となりました。

次に、下水道事業会計については、「2損益収支」において、事業収益は「26億7400万円」、事業費は「22億3600万円」となりました。

この結果、当年度純利益は、「4億3800万円」となり、前年度繰越利益剰余金と合わせた、当年度未処分利益剰余金は、「8億9600万円」となりました。

最後に、病院事業会計については、「2損益収支」において、事業収益は「5億7500万円」、事業費は、「4億8700万円」となりました。

この結果、当年度純利益は、「8800万円」となり、繰越利益剰余金を合わせた当年度未処理欠損金は、「6億6700万円」となりました。

（歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類に基づき説明）

続いて、「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類」17ページ、「II決算内訳表」の「1会計別総括表」において、「1一般会計」の歳入決算額は「492億3000万円」、歳出決算額は「473億8400万円」、形式収支が「18億4700万円」となり、翌年度への繰越財源「3億1100万円」を差し引き、実質収支は「15億3600万円」の黒字となりました。

次に、「2特別会計」のうち、「(1) 公共施設整備基金特別会計」については、歳入・歳出とも決算額は、「80万3000円」となりました。これは、基金利子を公共施設整備基金に積み立てたものです。

次に、「(2) 介護保険特別会計」については、歳入で国・県の負担金が本来負担割合より少額となったことなどから、約3900万円の資金不足が生じ、その分を介護給付費準備基金から繰り入れたことにより、実質収支が「0円」となりました。

次に、「(3) 国民健康保険特別会計」では、平成30年度から、国民健康保険の財政運営の主体が奈良県となり、県内での保険税率の統一に向け、税率を引き上げることとなり、令和6年度に県内全自治体で統一されたこと、県への納付金額が減少したことで、実質収支が「1200万円」となり、同額を国民健康保険財政調整基金に積み立てました。

最後に、「(4) 後期高齢者医療特別会計」の、実質収支「808万円」の黒字については、翌年度へ繰り越しました。

続いて、18ページ「2一般会計歳入決算額内訳表」について、主として予算現額と収入済額とのかい離の大きい項目を説明します。

まず、款1の市税については、対予算現額比、「10億5100万円」の増額と

なりました。個々の税目ごとの内訳については、19ページの「(2) 市税内訳」において、市民税（個人）で「8億7800万円」の増、固定資産税で「1億3200万円」の増となりました。

次に、款4の配当割交付金は、対予算現額比「1億2100万円」の増、款5の株式等譲渡所得割交付金は、「2億2700万円」の増、款7の地方消費税交付金は、「2億2300万円」の増となりました。

次に、款15の国庫支出金は、対予算現額比「21億2800万円」の減となっています。これは、介護給付費等負担金をはじめとする民生費国庫負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめとする総務費国庫補助金、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめとする衛生費国庫補助金、社会資本整備総合交付金をはじめとする土木費国庫補助金等の減に加え、令和7年度への事業の繰越しが主な要因となっています。

款16県支出金では、対予算現額比「4億2100万円」の減となりました。これは、介護給付費等負担金をはじめとした民生費県負担金、子ども医療費補助金をはじめとした民生費県補助金の減が主な要因となっています。

款19の繰入金は、基金の繰入れの見送りや減額により減となりました。

最後に、款22の市債では、対予算現額比「14億8000万円」の減となっていますが、これは借入額の縮減、事業費の減、令和7年度への事業の繰越しによるものです。

以上により、予算に対する執行率は「92.1%」、前年度比は「108.0%」となりました。

次に、20ページ「3一般会計歳出決算額内訳表」については、歳出の不用額の大きなところ、その主な内容について説明します。

まず、款3民生費における「14億8800万円」の不用額の内訳としては、低所得者等に対する給付金給付事業で「4億3400万円」、子ども医療費助成事業費で「9400万円」、児童手当支給経費で「1億6500万円」、国民健康保険特別会計繰出金で「1億1300万円」などの不用額が生じました。

次に、款4衛生費における「8億5300万円」の不用額の内訳としては、予防接種事業費で「1億6100万円」、環境基本計画推進事業費で「3億4200万円」、清掃センター管理費で「1億2700万円」などの不用額が生じました。

以上が、決算内訳表の概要です。

続いて、34ページから38ページ「2各種財政指標」について説明します。

まず、「(1) 財政力指数」については、令和6年度は単年度が「0.71」、3カ年平均「0.72」と、単年度で0.01、3カ年平均で0.02ポイント減となりました。

これは、基準財政収入額について、定額減税に伴う地方特例交付金の増等により全体として増額となったものの、基準財政需要額において、子ども子育て費や国の補正予算に伴う給与改定費等の影響から基準財政収入額の増を超える、大幅な増額となったことによるものです。

次に、「(2) 経常収支比率」については、令和6年度は「88.0%」となり、

令和5年度と比較すると2.2ポイント改善しました。これは、令和6年度は前年度と比較して、歳出については、給与改定等による人件費や物価高騰等による物件費が増加したことにより全体として増となったものの、歳入において、市税や県税交付金、普通交付税等が増加したことにより歳出を上回る増となり、経常収支比率としては改善したものです。

次に、35ページ、「(3)健全化判断比率」については、「①実質赤字比率」が、「マイナス5.98%」となり、令和5年度の「マイナス6.60%」と比較して、黒字の比率が縮小しました。理由は、前年度と比較して歳入・歳出がそれぞれ増加した結果、歳入より歳出の増加が大きかったため、黒字額（実質収支）が減少したものです。

次に、36ページ、「②連結実質赤字比率」については、黒字の割合として「マイナス18.38%」となり、こちらも令和5年度と比較して、黒字の比率が縮小しました。これは、一般会計等など複数の会計で黒字額が減少したことなどによるものです。

次に、37ページ、「③実質公債費比率」については、令和6年度の単年度の比率が、標準財政規模の増加、一般会計等の元利償還金の減少等により、前年度から改善し、3カ年平均においても、前年度「1.9%」から「1.6%」に、0.3ポイント改善しました。

次に、38ページ、「④将来負担比率」については、令和6年度は前年度と比べて、将来負担額において一般会計等の地方債現在高は増加したものの、公営企業債の償還に充てる繰出見込額等が減少するとともに充当可能財源等も増加し、比率は2.2ポイント改善しました。

続いて、43ページ、「IVグラフによる財政の推移」について、主なところを説明します。

まず、「1普通会計における歳入決算の推移」について、令和6年度と令和5年度を比較します。

まず、「①市税」は、「171億3600万円」から「175億3900万円」へ4億円の増加となりました。

次に、「②繰入金」は、「10億9600万円」で5年度と横ばいとなりました。

次に、「③その他」の自主財源が「40億200万円」から「38億7600万円」へ1億2600万円減少していますが、これは、前年度からの繰越金が減少したことなどによるものです。

次に、「④その他の依存財源」では、「67億7700万円」から「77億5600万円」へ9億7900万円増加していますが、これは、株式等譲渡所得割交付金をはじめとした県税交付金や地方特例交付金が増加したことによるものです。

次に、「⑤国庫支出金」が増加していますが、これは社会保障関係費の増加に伴う介護給付費等負担金や児童手当負担金等の民生費負担金や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめとした総務費国庫補助金、清掃センター整備に伴う循環型社会形成推進交付金をはじめとした衛生費補助金が増加したことによるものです。

次に、「⑥地方交付税」が4億5400万円増加しているのは、国税収入の増加に伴う政府の補正予算等によるものです。

最後に、「⑦市債」が7億9000万円増加しているのは、清掃センター施設整備事業債22億5370万円の増等によるものです。

続いて、44ページ、「2普通会計における歳出決算（性質別）の推移」について、令和6年度と5年度を比較します。

まず、人件費・扶助費・公債費のいわゆる義務的経費のうち、「①人件費」は、給与改定等により、前年度と比べて7億7200万円増加しています。

次に、「②扶助費」については、13億9900万円増加していますが、これは、住民税非課税世帯等に対する給付金給付事業や保育所等に対する施設型給付費等負担金、障がい福祉サービス費、児童手当等の増額によるものです。

次に、「③公債費」については、8100万円減少していますが、過去に借り入れた地方債の償還が進んでいることにより償還元金が減少していること等によるものです。

次に、「④物件費」では、9億4500万円増加していますが、これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業が減少したものの、教育系ネットワーク構築維持管理委託料をはじめとした各種委託料や情報用の備品や消耗品が物価高騰の影響から増加したものです。

次に、「⑤繰出金」では、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療に関する特別会計繰出金の増により、前年度より2億4300万円の増となりました。

次に、「⑥その他」では、病院事業費の減等による補助費等の減や基金積立金の減等により10億400万円の減となりました。

最後に、⑦の投資的経費については、前年度と比べて14億600万円の増となりましたが、これは、清掃センター施設整備事業費によるものです。

続いて、45ページ、「3積立基金現在高の推移」について、令和5年度と比べて、「③減債基金」で、積立額が、繰入額を下回ったため2億5500万円の減、「④職員退職給与基金」を取り崩していないことで、1億8400万円増加、「⑦公共施設等総合管理基金」へは決算剰余金の一部を積み立てたことなどで、2億5500万円増加となりました。その結果、令和6年度末現在高は、「130億1200万円」となりました。

続いて、46ページ、「4地方債現在高の推移」について、普通会計において、令和6年度は5年度と比べて7800万円増の「136億8300万円」となりました。令和6年度は、清掃センターに係る起債など新規に発行する地方債が償還額より大きいため、地方債残高は増加しました。

続いて、48ページからは財務書類4表について説明します。

なお、この財務書類4表は、平成28年度決算から、国が示す「統一的な基準」に基づき、作成しています。

まず、48ページには、財務書類4表について、それぞれの示す内容を記載しています。

次に、49ページには、「(2) 財務書類4表の相関関係（一般会計等）」、「(3) 作成基準日」及び「財務書類作成の対象となる会計の区分」について記載しています。

財務書類4表は、一般会計に公共施設整備基金特別会計を加えた上で、令和7年3月31日を基準日として作成しており、市の財務書類のベースとなるものです。

なお、介護保険特別会計、水道事業会計や病院事業会計などの特別会計・公営企業会計を加えた「全体財務書類」、及び土地開発公社や一部事務組合などの外郭団体を加えた「連結財務書類」については、それぞれの書類が整い次第、今後作成します。

続いて財務書類4表の結果について説明します。

まず、50ページ、「(1) 貸借対照表」について、表の左側の一番下の行の「資産合計」は、令和6年度末時点では、本市は「1661億1300万円」の資産を形成していますが、うち約8割が有形固定資産で占められています。

表の右側の下から2行目の「純資産合計」となる「1438億9400万円」については、これまでの世代で支払いが済んでおり、その上の行の「負債」の合計、「222億1900万円」をこれから世代で負担していくことになります。

次に、51ページ、「(2) 行政コスト計算書」について、表の一番下の行の「純行政コスト」は、経常費用の総額から、便益の対価としての経常収益を差し引き、臨時利益・臨時損失を加味したのですが、令和6年度は、「419億800万円」で、令和5年度より「26億8600万円」増加しました。これは、給与改定に伴う人件費や物価高騰に伴う物件費、社会保障関係費の増に加え、非課税世帯等を対象とした給付金給付事業によるものです。

次に、52ページ、「(3) 純資産変動計算書」について、一番上の項目、令和6年度の「純行政コスト(F)」の「419億800万円」は、税収等や国県等補助金で賄うことになりますが、上から5項目目、「本年度差額(H)」のとおり

「6300万円」不足していますが、令和5年度と比較し「3億5100万円」改善しています。これは、「純行政コスト」には、過去世代の負担からのサービス提供と考えられる減価償却費が含まれていることにより不足しているのですが、令和6年度については、税収が一時的に増加した影響により改善しています。

なお、表の一番下の行、令和6年度の「本年度末純資産残高(N)」は、前年度より「8600万円」増加し、「1438億9400万円」となりました。

次に、53ページ、「(4) 資金収支計算書」は、1年間の資金の流れを表すもので、表の一番上の項目、令和6年度の「業務活動収支(⑤)」については、国県等補助金収入の増の影響で業務収入が増加したものの、人件費や物件費、扶助費等の業務支出が増加したため、前年度から「1億1800万円」減少し、「39億9200万円」となりました。

また、支払い利息支出を除く「業務活動収支(⑤)」に、「投資活動収支(⑧)」から「基金積立金支出(イ)」及び「基金取崩収入(ウ)」を除いたものを合計した、令和6年度の本市の「業務・投資活動収支(⑨)」は「2900万円」の増となり

ました。

「業務活動収支(⑤)」と「投資活動収支(⑧)」に「財務活動収支(⑫)」の「マイナス3900万円」を加えた「本年度資金収支額(⑬)」は、前年度より「2億7500万円」増加し、「マイナス4900万円」となりました。さらに、「前年度末資金残高(⑭)」を加えた「本年度末資金残高(⑮)」は、「18億4700万円」となり、加えて、「本年度末歳計外現金残高(⑯)」を加えた「本年度末現金預金残高(⑰)」は、「23億5500万円」となりました。

なお、「財務書類4表」の詳細については、54ページから61ページに記載しています。

また、62ページ以降の「注記」には、財務書類作成のために採用している会計処理の原則や、手続き、表示方法など基本となる事項及び財務書類の内容を理解するのに必要な事項などを記載しています。

報告第10号 令和6年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について

本件は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、4つの指標を算定した結果について報告するものです。

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」については、前年度決算と同様にマイナスとなりましたので、「ー(バー)」と表記しています。それぞれの欄の()内の数値は、生駒市の早期健全化基準ですが、いずれにも抵触しません。

うち、「実質公債費比率」については、一般会計等の元利償還金の減少により単年度の比率が改善し、3カ年平均でも1.6%と前年度から約0.3ポイント改善しました。この比率が25%以上となると、早期健全化基準に抵触しますが、現状は大きく下回っており健全な数値となりました。

報告第11号 令和6年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について

【水道事業会計】

資金不足比率とは、事業の規模に対する資金不足額の比率のことで、公営企業の経営健全化基準は、20パーセントとなっています。

水道事業会計では資金の不足額がないため、資金不足比率は横棒で記載しています。

【建設部】

令和6年度決算に基づく生駒市資金不足比率について、下水道事業会計では資金の不足額がないため、資金不足比率は横棒で記載しています。

【子育て健康部】

令和6年度決算に基づく生駒市資金不足比率について、病院事業会計について

は、資金不足額は生じていません。このことから、表内の資金不足比率は横棒で記載しています。

議案第 63 号 令和 6 年度生駒市一般会計決算の認定について 【決算書に基づき説明】

【議会事務局】

43 ページから 44 ページの、款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費について、この費目については、議員の報酬及び事務局職員の給料などの人件費に係る経費が大部分を占めています。

人件費以外では、会議録の作成、会議録検索システムの管理、インターネットによる本会議等の中継や録画配信及び議会報「市議会のうごき」を年 4 回発刊した費用などです。

また、市議会において毎年実施している市民懇談会について、令和 6 年度は、「いこま未来議会」として市内の中高生の方々と条例の作成など模擬議会を議員とともにを行い、市議会の役割や内容についての理解と将来の市政への市民参加を促進しました。

なお、令和 6 年度議会費における不用額が、約 1066 万円発生していますが、主なものは節 18 負担金補助及び交付金の執行率が低かったこと等に起因するものです。

【経営企画部】

決算書の 44 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費について、「人事管理費」は、令和 5 年度に引き続き令和 6 年 4 月 1 日付で本市出身の藤沢久美氏を市政顧問に委嘱したことから、それに係る報酬及び費用弁償に要した経費です。

次に、46 ページ、「経営事務費」では、「生駒市行政改革推進委員会」において、「第 6 次生駒市総合計画第 2 期基本計画」と統合した「生駒市行政改革大綱」に係る進行管理の方法について、同委員会で審議をしました。

次に、47 ページ、「ふるさと生駒応援寄附等事業」では、返礼品協力事業者と魅力ある返礼品を開拓するとともに、新規ポータルサイトを導入し、寄附受入額の増加を図りました。

続いて、48 ページから 49 ページ、目 4 広報広聴費について、「広報広聴経費」については、広報いこまちや市公式ホームページを通じた市政情報・地域情報の発信、奈良テレビ放送の県下各市情報提供番組「いきいきまちだより」を通じた情報の発信、市 LINE 公式アカウントの運用に要した経費です。

なお、節 10 需用費において不用額が 783 万 5628 円発生していますが、広報いこまちのページ数が予算策定時の計画よりも下回り、印刷製本費で約 755 万 3000 円の不用額が出たことが主な理由です。

次に、49ページ、「シティプロモーション事業費」では、生駒市を持続的に発展させるため、市民と行政との協働による市民PRチーム「いこまち宣伝部」の運営やプロモーションサイト「good cycle ikoma」の運用、「いこまちマーケット部」の運営など、市民の皆さんと協働でまちの魅力を発信するとともに、地域への興味や関心を高め、まちの推奨意欲やまちづくりへの参画意欲の向上に努めました。

続いて、50ページ、目6企画費について、「将来計画策定事業費」では、「生駒市総合計画審議会」を開催し、令和6年度を開始年度とする第6次総合計画第2期基本計画の進行管理の方法について審議をしました。また、第2期基本計画の冊子の作成を行うとともに、本計画において設定している指標の動向を把握し、各施策を推進していくための基礎資料として、市民実感度調査を実施しました。

最後に、55ページから56ページ、目11防災費について、「防災経費」では、地域防災力の向上と地区防災計画策定に向け、自治会・自主防災会、防災リーダーを対象に本市の災害対応について研修会を行いました。

また、災害時の情報集約や対応方針の決定を迅速に行うため、災害対応状況や災害情報を一元管理する防災システムを構築しました。

さらに、まるごとまちごとハザードマップ事業として、竜田川・富雄川の浸水想定区域となっている地域の電柱等に浸水想定深・避難場所表示板を設置し、市民に対し、平時からの防災の意識付けを行いました。

なお、節12委託料において不用額が2476万9606円発生していますが、総合防災システム整備業務委託において、プロポーザル審査ではありましたが予算額より大幅に費用を抑えることができたため、2390万円の不用額が出たことが主な理由です。

【総務部】

総務部、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員、及びデジタルイノベーション推進課に係る決算について、新規施策、大きな成果のあった施策、大きな不用額のあった施策などを中心に、主なものを説明します。

44ページから47ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費について、この費目については、市長をはじめ、経営企画部、総務部、財務部など職員の人事費や、これに伴う事務的な経費が主なものです。

このうち所管する費目は、44ページの「人事管理費」、「一般管理事務費」、「情報管理費」、45ページの「顧問弁護士経費」、「政治倫理審査会経費」、「職員採用経費」、46ページの「職員厚生経費」、「法令遵守推進事業費」です。

主な内容として、43ページ、「人事管理費」では、多機能型人事情報システム等、人事関連システムの活用や人事評価制度の運用等により、職員の勤務意欲の向上と公正な人事管理に努めました。また、完全フレックスタイム制度の導入に向け、令和7年度から運用を開始する新たな勤務情報システムの業者をプロポーザルにより選定し、システムの構築を行いました。

「情報管理費」は、行政手続きのオンライン化として、条例や規則、要綱等で

規定されている申請や届出等をオンライン化するための、電子申請受付システムの利用に要した経費、地域ポイント事業として、市民との協創によるまちづくりを実現する手段として実証的に導入した地域ポイント、まちのコイン「くるり」に要した経費、窓口DXとして、「書かない・待たない・回らない窓口」の創出に向けて、窓口利用体験調査等に要した経費です。

また、令和6年6月に、「生駒市スマートシティ構想」に基づく具体的な事業及び目標等を示す「生駒市DX推進アクションプラン」を策定し、ホームページで公開しました。

さらに、自治体システム標準化・共通化として、住民台帳や税、国保、介護、選挙など標準化・共通化の対象となるシステムを標準準拠システムへ移行するためのデータ移行や環境構築に関する検証や住記系パソコン350台の更新に要した経費、システムやネットワークの運用管理として、基幹システムを含む各種情報システムや情報ネットワークの運用管理など、安全で安定したIT環境の整備・運用に要した経費、IT環境の整備として、情報系パソコン400台の更新や老朽化したネットワーク機器の更新に要した経費です。

45ページ、「顧問弁護士経費」は、顧問弁護士への相談に伴う経費及び、民事訴訟の事件処理委任に伴う報酬金です。

「政治倫理審査会経費」は、生駒市政治倫理条例に基づき、資産等報告書の審査を行う「政治倫理審査会」全2回の開催に要した経費です。

「職員採用経費」では、「総合能力試験SPI3」の実施により、民間企業志向の受験者層も多く取り込むとともに、面接を複数回行うなど、人物重視の採用を行いました。

また、官民で活躍する専門性の高い人材を確保するために社会人対象の試験を実施しました。

続いて、46ページの「職員厚生経費」では、職員の健康管理のため、定期健康診断をはじめとする各種定期健康診断を実施しました。また、ストレスチェックの実施やこころの相談室の利用促進などのメンタルヘルス対策事業を行いました。

「法令遵守推進事業費」は、要望等の記録・公表制度の円滑な運用を図るための調査、協議等を行う「法令遵守委員会」全5回の開催に要した費用です。

なお、この費目の節3職員手当等において、約3100万円の不用額が生じていますが、その主なものは退職手当です。

また、節12委託料において、約5500万円の不用額が生じていますが、総務部所管分としては、新たな勤務情報システムの導入に当たって、プロポーザルでの選定の結果、執行残が約1000万円、自治体情報システム標準化移行業務委託における業務仕様及び対応時期の変更に伴う委託契約額の変更のため、約1900万円の不用額が生じたものです。

また、節17備品購入費においては、情報系パソコン及び住記系パソコンの入札の執行残等により、約2100万円の不用額が生じたのが主なものです。

続いて、47ページ、目2職員研修費については、多様化する行政需要に対応

できる職員の育成を目指して、職務や階層に合わせた一般研修や専門研修、また、専門知識の習得や幅広い視野の形成を目的とした派遣研修などの実施、資格取得や自主研究グループに対する助成金に要した経費です。

続いて、47ページから48ページの、目3文書費については、文書管理、法制執務及び情報公開制度と個人情報保護制度の運用に関する経費です。

「文書管理費」は、電子決裁機能を備えた「文書管理システム」の運用や、郵便物発送処理の効率化に向けた「郵便計量器」の更新に要した経費です。

「法制執務経費」は、例規システムの運用等に要した経費です。

「情報公開事務費」は、情報公開制度の運用に要した経費であり、当制度による行政文書の開示請求等が148件、個人情報保護制度による自己情報の開示請求が90件ありました。

続いて、49ページから50ページの目5財産管理費について、このうち、総務部の所管は、「庁舎管理費」、「車両管理費」、「市有財産管理費」です。

「庁舎管理費」は、庁舎の維持管理や付帯設備の保守営繕等に係る費用に加え、庁舎の壁面タイルについて、浮きの修繕と今後の剥離の予防のための「庁舎内壁等修繕工事」に要した経費、将来のオフィス改革に向けた実施設計等に要した経費です。

なお、オフィス改革に向けた実施設計については、窓口改革に関する検討等を令和7年度に実施することとなり、該当エリアを含めた設計を一元化することで、経費の削減が見込まれたことから、本業務の契約期間を令和7年9月まで延長し、588万7200円を繰越しました。

「車両管理費」は、公用車の集中管理及び管理委託に要した費用と、電気自動車2台の購入に要した費用です。

次に、50ページから51ページの目7公平委員会費については、公平委員会委員に対する報酬など、公平委員会の運営に要した経費です。

次に、53ページから54ページの目9人権施策費については、あらゆる人権問題の解決に向けた、各種行事及び啓発等に要した経費です。

「人権施策経費」では、LGBTQ等を含めた性の多様性への理解を深めるための事業として、出前授業や交流会・相談会等を、また、多文化共生事業として、市民や市民団体、奈良先端大、学校等とも連携した「いこま国際Friendshipフェスタ」や多文化共生講演会等を実施するとともに、日本語でのコミュニケーションが難しい外国人の来庁時や家庭訪問時の対応を円滑にするために「多言語通訳システム」を導入しました。

次に、54ページから55ページの目10交通対策費について、「交通安全対策経費」では、交通事故をなくすため生駒警察署や関係機関と連携して交通安全運動を実施するとともに、交通弱者となりがちな子どもや高齢者を対象に交通安全教室を開催しました。

また、春と秋には交通安全イベントや街頭での呼びかけなどを実施し、市民参加や体験を通して交通安全を学び、意識を高めてもらえる機会を提供しました。

「自転車駐車場管理費」では、生駒駅周辺の自転車駐車場不足の解消を図るた

めの対策として、指定管理施設として谷田第3自転車駐車場を新設し、市内15箇所の自転車駐車場と同様、適切な管理運営を行いました。

「放置自転車対策事業費」、「違法駐車等防止対策事業費」では、自転車等放置禁止区域などに放置された自転車の撤去、保管や返還を行うとともに、生駒駅や東生駒駅周辺の違法駐車等防止重点地域を中心に交通指導員による違法駐車防止のための啓発を行いました。

「ベルテラスいこま自動車駐車場管理費」では、ベルテラスいこま自動車駐車場内に普通自動二輪車専用の駐車場を開設し、生駒駅周辺における普通自動二輪車の駐車場不足の解消を図るとともに、適切な管理運営を行いました。

また、「生駒駅南自動車駐車場管理費」、「生駒駅北地下自動車駐車場管理費」についても、ベルテラスいこま自動車駐車場と同様、適切な管理運営を行いました。

なお、この費目の節12委託料において、約1450万円の不用額が生じていますが、これは、ベルテラスいこま自動車駐車場における自動二輪受入れに当たり、工事設計業務を自前で行ったこと、工事内容の精査を行ったこと、管理委託期間が短くなったこと等によるものです。

次に、57ページの目12諸費について、「非核平和都市経費」では、原爆の悲惨さと平和の大切さを伝えるために、終戦記念日の時期に合わせて「平和のパネル展」を実施し、市内寺院に平和の撞鐘を依頼しました。

「市民生活経費」では、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害件数、被害額が過去に類を見ない状況であったことから、「特殊詐欺等多発警報」を発表し、詐欺による被害拡大を防ぐため、特殊詐欺対策機能付電話機の購入補助をはじめ、生駒警察署と連携して高齢者サロンへ訪問し、注意喚起を行うなど、被害認知件数ゼロに向けて各種対策に取り組みました。

「安全で住みよいまちづくり経費」では、自治会などの地域防犯活動団体へ防犯活動用品などを貸し出すとともに、地域防犯力の向上・強化活動を行う自治会に対し、防犯カメラ設置費の一部補助を行いました。

次に、57ページから58ページの目13男女共同参画費については、男女共同参画の推進に向け、各種講座やセミナーの開催をはじめ、女性相談や法律相談に要した経費です。

「男女共同参画施策推進事業費」では、男女共同参画社会の更なる推進を図るため、アンケート結果や社会情勢を基に男女共同参画審議会の意見聴取や、パブリックコメントを経て、男女共同参画行動計画（第4次）を策定しました。

次に、58ページから59ページの項2徴税費、目1税務総務費について、このうち、総務部の所管は、「固定資産評価審査委員会運営費」で、固定資産評価審査委員会の開催などに要した経費です。

次に、59ページ、目2賦課徴収費では、窓口DX推進のための先進地視察に要した経費を支出しています。

次に、60ページから61ページの項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、市民課窓口の委託、マイナンバーカードの交付、住民基本台帳ネットワークシステムの機器更改、戸籍法改正によるシステム改修、窓口DX推進

のための先進地視察及びコンビニ交付等に要した経費で、休日窓口を実施し、マイナンバーカード作成を促進するとともに、コンビニ交付事業の推進により市民の利便性の向上を図りました。

なお、マイナンバーカードについては、外出が困難な高齢者等を対象として、自宅や施設への出張申請を実施し、マイナンバーカードの普及に努め、令和6年度末の保有率が82.5%となりました。

次に、61ページ、目2住居表示整備費では、住居表示に係る事務経費で、住居表示台帳システムを活用し、新築物件に対する住居番号の付番や枝番号の設定などを行いました。

次に、62ページの項4選挙費、目1選挙管理委員会費については、委員の報酬と事務局職員の人事費、選挙人名簿の管理、選挙の啓発等に要した経費です。

次に、62ページから63ページの目2総選挙・国民審査執行費については、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙に要した経費です。

次に、63ページから64ページの項5統計調査費、目1統計総務費、及び目2統計調査費について、「国勢調査調査区設定経費」では、令和7年の国勢調査を円滑に実施するために調査区の設定作業に要した経費を、「全国家計構造調査費」では、家計における消費、資産及び負債の実態を総合的に把握するための当該調査に要した経費を、「農林業センサス経費」では、農林業施策の企画・立案推進のための基礎資料を作成する、農林業センサスの実施に要した経費をそれぞれ計上しています。

次に、64ページから65ページの、項6監査委員費、目1監査委員費については、監査委員の報酬、事務局職員の人事費、例月出納検査、定期監査及び決算審査による監査など、監査事務執行に要した経費です。

次に、73ページの款3民生費、項1社会福祉費、目7人権文化センター運営費については、人権文化センターの運営と管理に要した経費で、パソコン講座や生花教室をはじめ、各種講座を開催し、地域交流に努めました。

次に、80ページの項2児童福祉費、目5児童館運営費については、小平尾南児童館の運営と管理に要した経費で、季節のイベントや0歳児から2歳児とその保護者を対象とした「おでかけみつき」などを実施し、利用促進に努めました。

次に、100ページから101ページの款5産業経済費、項2商工費、目5消費生活費では、消費生活問題に係る相談業務及び消費生活公開講座の開催や訪問販売お断りステッカーの各戸配布など、市民への啓発に要した経費と、市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、「消費生活審議会」の実施や「生駒市消費者安全確保地域協議会」（通称：見守りネットワーク）を活用した高齢者や障がい者、認知症の方といった消費生活上配慮を要する方々の見守りを行い、必要に応じて構成機関と連携しトラブルの解決を図りました。

次に、101ページの款6土木費、項1土木管理費、目1土木総務費について、このうち総務部の所管は、「地域公共交通活性化事業費」で、光陽台線など6路線のコミュニティバスを運行し、桜ヶ丘地区においてコミュニティバスの実証運行、萩の台地区ではグリーンスローモビリティの実証運行を行いました。

また、奈良交通株式会社の市内路線バスに対しては、昨年度に引き続きバス運賃100円DAYや、地元・市・奈良交通（株）での三者協議の開催を通じて、利用促進に取り組むとともに、富雄庄田線を対象とした地域公共交通利便増進実施計画の策定に着手し、持続可能な公共交通網の実現に向けた事業を実施しました。

最後に、133ページの款8教育費、項5社会教育費、目4人権教育推進費については、人権教育講座「山びこ」をはじめ、地区別懇談会、日本語教室等の人権教育の推進に関する経費です。

【財務部】

財務部と会計課に係る決算について、その中から新規施策を始め執行額の大きなものなど、主なものを説明します。

初めに、歳入について、17ページから18ページの款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分の収入済額86億157万2000円については、個人所得が増加したことなどにより、令和5年度の収入済額から2億1614万8000円の增收となりました。また、市税全体の収入済額についても、他の税目における収入済額が増加したことにより、175億3881万5000円となり、令和5年度に対して4億313万4000円の増加、予算額に対しては、10億5087万2000円の増加となりました。

次に、20ページの款11地方交付税、項1地方交付税の収入済額、67億1410万8000円については、前年度に対して4億5443万8000円の増加、うち普通交付税は4億4899万5000円の増加、特別交付税は544万3000円の増加です。

なお、予算額に対しては、1904万8000円の増加となりました。

次に、41ページの款22市債、項1市債の収入済額27億6630万円については、前年度に対し7億9030万円の増加となりました。これは、目3衛生債において、清掃センター基幹的設備改良事業の進展により借入額が増加したことが主な理由です。

なお、予算額に対しては、14億8010万円の減額となっていますが、これは、市債の対象事業費の一部が次年度に繰越しになったことや対象事業費が減少したことによるものです。

続いて、歳出について、44ページから47ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費について、「財政管理費」では、統一的な基準による地方公会計の整備促進について、固定資産台帳の更新と財務書類の作成を行いました。

次に、45ページ、「契約検査事務費」では、電子入札システムや土木積算システムなどの運用に要した経費で、入札の競争性、透明性、公平性などの確保と事務の効率化、また、適正かつ正確で統一的な工事費の積算に努めました。

次に、49ページから50ページの目5財産管理費について、「基金管理費」では、地方財政法の規定に基づき、令和5年度一般会計決算剰余金の一部を「公共施設等総合管理基金」に積立てを行いました。

次に、58ページから60ページまでの項2徴税費については、税務部門の事務に要した経費で、まず、58ページから59ページまでの目1税務総務費は、職員の人事費が主なものです。

続いて、59ページから60ページの、目2賦課徴収費については、市の財源の中核を成す市税の、適正・公平な賦課及び徴収に要した経費で、徴収率の向上などに努めました。

その結果、収納率は現年課税分99.53%、滞納繰越分11.44%、合計97.25%で、物価高騰の影響などもあったものの、きめ細かい納税相談を実施し、調査の結果、納税資力のある滞納者に対しては差押えなどの滞納処分を実施しました。

また新規事業として、預金照会回答システムを導入し、デジタル化することで事務の効率化を進めました。

次に、140ページ、款10公債費、項1公債費の目1元金と目2利子については、これまでに借り入れた市債の元金及び利子の償還を行いました。また、地方財政法に基づき、令和5年度一般会計決算剰余金の一部を活用して、地方債を繰上償還しました。

最後に、款11予備費については、年度途中の予見しがたい歳出不足を補うために、使途を特定しないで予算に計上しておくもので、令和6年度は土木災害復旧費などに充当しました。

【地域活力創生部】

51ページから53ページの款2総務費、項1総務管理費、目8市民活動費については、参画と協働によるまちづくりを推進するとともに、自治会などの地域活動の振興を図るための経費です。

まず、「自治振興経費」として、自治会活動に対する各種の補助をはじめ、活動拠点である集会所の改修などに対する補助を行いました。

次に、市民公益活動支援事業については、各種講座や交流会、「ららまつり」等の事業を開催し、ボランティア活動への参加促進と多様な市民公益活動が生まれ、発展継続するためのサポートを行いました。また、地域・社会活動創出支援事業を通じて、採択した2事業の活動支援を行いました。

次に、いこまどんごまつりについては、令和5年度から引き続き「市役所東側駐車場」を会場として使用し、ダンスイベントなどを実施したほか、「たけまるホール」では音楽イベントなど、「コミュニティセンター」では「夏のららまつり」を開催しました。「ベルテラスいこま」や「ぴっくり通り商店街」では、生駒商工会議所が主体となって、飲食ブースや子ども向けの催し物等を開催しました。

また、夜には市内3箇所で納涼花火を開催しました。

次に、市民参画協働推進事業として、市民自治協議会2団体と協議会の設立を目指して活動をしている1団体に対して補助金を交付しました。

また、「複合型コミュニティ（まちのえき）」づくりに取り組む、7自治会の事業に対して補助金を交付したほか、「まちのえきネットワーク会議」を開催し、事

例の紹介や課題の共有を図ることで、複合型コミュニティの横展開に取り組みました。

次に、87ページから88ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費は、市内環境整備の推進や火葬場の管理、街路灯・防犯灯の維持管理などに要した経費で、まちをきれいにする条例、歩きたばこ及び路上喫煙防止に関する条例に基づく啓発、閉鎖型喫煙所の設置及び維持管理、スズメバチ駆除費の補助、地域ねこ活動の啓発、所有者不明猫適正管理事業、街路灯の一斉点検などを実施しました。

なお、委託料において、1373万円余りの不用額が生じていますが、主に、街路灯の点検委託業務において、入札執行残が生じたことによるものです。

続いて、88ページから90ページの目5環境保全対策費について、このうち地域活力創生部の所管は、環境測定調査、河川クリーンキャンペーン、自然エネルギーの取組推進、環境基本計画、環境モデル都市及びSDGs未来都市の推進、公民連携による協創対話の推進などの事業です。

まず、88ページの「電気自動車等管理事業費」は、市内5箇所の急速充電器の保守委託料や電気代などの経費です。

次に、「環境対策経費」は、大気、水質などの環境測定調査に要する経費です。

この費目の委託料において、2213万円余りの不用額が生じていますが、主に、大気質測定調査、水質測定調査等の委託業務において、入札執行残が生じたことによるものです。

次に、「水環境推進事業費」は、竜田川、富雄川等の河川クリーンキャンペーンなどに要した経費です。

次に、「環境基本計画推進事業費」については、第3次環境基本計画について中間見直しを行ったほか、脱炭素先行地域として、太陽光発電システム及び蓄電池を導入する事業への補助を行うとともに、従来から実施している太陽光発電、住宅用エネルギー管理システム、家庭用蓄電システム等への設置補助などを実施しました。

なお、負担金補助及び交付金において、3億5434万円余りの不用額が生じていますが、主に、地域脱炭素移行・再エネ推進事業において、個別施設の詳細検討に入った段階で、屋上防水等の建物の状況から、太陽光発電システムを設置できる施設が大幅に減少したことによるものです。

次に、89ページの「SDGs未来都市等推進事業費」は、環境モデル都市アクションプラン及びSDGs未来都市計画の進捗管理や、いこまSDGsアクションネットワークの運用、「くらしのブンカサイinいこま」の開催、公民連携による協創対話の推進に要した経費です。

また、奈良先端科学技術大学院大学の研究シーズの事業化に向けた支援を行う「いこま産学官アクセラレーションプログラム」を、新たに実施しました。

次に、90ページから91ページの項2清掃費、目1清掃総務費については、職員の人工費や、大阪湾埋立処分場建設事業（大阪湾フェニックス計画）への応分の負担を行った経費などです。

続いて、91ページ92ページの目2ごみ処理費は、ごみの収集運搬や処理、減量化、再資源化等の事業に要した経費で、集団資源回収実施団体への補助、もったいない食器市の実施、生ごみ自家処理容器の購入補助やごみ集積場設置整備補助などを行いました。

次に、92ページから93ページの目3ごみ処理施設費は、清掃リレーセンター及び清掃センターの管理、定期点検や維持補修を実施した経費です。

清掃センターにおいては、令和4年度から令和6年度に実施した、基幹的設備改良工事のうち、共通設備及び2系焼却設備の更新工事を行いました。

清掃リレーセンターにおいては、施設設備の更新計画を策定したほか、熱中症対策として、冷風機及び遮熱シートの設置を行いました。

なお、委託料において、1億4532万円余りの不用額が生じていますが、これは、清掃センター基幹的設備改良工事に伴い、焼却できないごみの処分費用が、当初見込みより減少したこと、また、清掃センター長期包括運営業務委託において、ごみ搬入量の減少に伴い、契約金額を減額する見直しを行ったことによるものです。

次に、93ページの目4し尿処理費は、し尿の収集運搬に要した経費が主なものです。

次に、93ページから94ページの目5し尿処理施設費は、エコパーク21の運転管理等に要した経費が主なものです。

令和6年度においては、これに加え、エコパーク21の精密機能検査業務を行いました。

次に、94ページから95ページの款5産業経済費、項1農業費、目1農業委員会費については、農業委員会の運営や農地利用の最適化の推進業務、遊休農地の利用状況調査などに要した、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局の人事費が主なものです。

次に、95ページの目2農業総務費は、農業部門の職員の人事費が主なものです。

次に、95ページから97ページの目3農業振興費は、青空市場や農業祭の開催のほか、新規就農者の育成・支援、遊休農地活用事業、半農半X支援事業、市民農園の管理運営、有害鳥獣の被害防止対策などに要した経費です。

次に、97ページの目4森林対策事業費は、森林環境譲与税を活用した、「森林整備に係る取組方針」に基づく事業支援業務や、森林環境整備促進基金への積立てに要した経費です。

次に、97ページから98ページの目5農地費は、特定農業用ため池18箇所の劣化状況評価業務、31箇所のパトロール業務、5箇所の豪雨耐性評価業務のほか、ため池、農業用道路、水路等の農業基盤の整備に対しての助成等や、豪雨災害に対しての復旧補助金の交付に要した経費などです。

次に、98ページの項2商工費、目1商工総務費は、商工観光課の職員に係る人事費です。

続いて、98ページから99ページの目2商工振興費は、市内中小企業者の支

援や商工業の活性化などを図るための経費です。

まず、商工業振興事業費としては、中小企業融資制度に基づく事業者への助成や市内における創業、既存事業者支援を行う IKOMA LOCAL BUSINESS HUB を実施したほか、市内の製造業企業への伴走支援事業を実施し、IKOMA STAR 認定制度を開始しました。また、多様な働き方の推進として、市内の事業者を紹介する冊子を作製しました。

企業誘致施策事業費としては、企業立地補助金の交付などを行うとともに、テレワーク・インキュベーション事業費としては、アコールいこまもやい館の運営管理を実施しました。

なお、工事請負費における、1921万円余りの不用額については、アコールいこまもやい館外壁改修において、工法の見直しを行ったことによるものです。

また、負担金補助及び交付金において、3467万円余りの不用額が生じているのは、主に、企業立地補助金における対象事業の実績額が計画より少なかったことなどによるものです。

次に、99ページから100ページの目3観光費は、観光関連施設の維持管理のほか、観光振興事業費として、高山茶筌を活かした着地型旅行商品の造成や、観光消費の拡大のための、宿泊施設の立地に向けた調査を行うとともに、高山地域の資源を活用し、市内外の主体が協働する行事を開催したほか、大阪・関西万博の「LOCAL JAPAN展」でのブース出展に向けた準備に取り組みました。

次に、100ページの目4高山竹林園費は、高山竹林園の維持管理及び地場産業の振興を図るための経費で、指定管理料や高山竹あかり等の行事に要した経費です。

最後に、139ページの款9災害復旧費、項2農林業施設災害復旧費、目1耕地災害復旧費は、令和6年11月に発生した農地災害について、国庫補助金の査定を受けるための測量及び査定設計書の作成に要した経費です。

【福祉部】

65ページから67ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費については、社会福祉協議会への助成や民生委員・児童委員活動費の交付のほか、生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業をはじめとした各支援事業や住民税非課税世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付金及び定額減税補足給付金、いわゆる調整給付などの各種給付金事業、地域共生社会推進全国サミット in いこまの開催や重層的支援体制整備事業、孤独孤立対策事業に要した経費です。

なお、節18負担金補助及び交付金において、4億1500万円余りの不用額が生じているのは、主に住民税非課税世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付金について、給付件数が見込みを下回ったことによるものです。

次に、67ページの目2国民年金費については、国民年金の適用や給付等に係る国民年金業務に要した経費です。

次に、68ページから70ページの目3障がい者福祉費については、「障害者総合支援法」に基づく介護給付や訓練等給付、また、補装具の支給や地域生活支援事業の実施、その他、障がい者手当等の給付や障がい者に対する交通費等助成を行うなど、障がい児・者の日常生活の安定、社会参加の促進を図るために要した経費です。

なお、節19扶助費において、1億1800万円余りの不用額が生じているのは、主に、障害福祉サービス費や地域生活支援事業費などの給付費が見込みを下回ったことによるものです。

次に、70ページから71ページの目4老人福祉費については、高齢者の社会参加促進や生きがい対策事業として、老人クラブやシルバー人材センターへの補助、高齢者交通費等助成、やすらぎの杜優楽の高圧受変電設備修繕工事、給湯温水器更新工事などに要した経費です。また、養護老人ホームへの保護措置や緊急通報システムなどの高齢者への生活支援事業に要した経費です。

なお、節19扶助費で、2400万円余りの不用額が生じていますのは、主に、老人ホーム保護措置事業費において入所者数が当初見込みよりも少なかったことによるものです。

次に、72ページから73ページの目6介護保険費については、認知症対応型共同生活介護事業所の整備に係る経費の一部を助成する経費、介護未経験者が介護職や家族介護に携わるための一助として、基本的な介護知識や技術を習得する「介護に関する入門的研修」の開催経費、物価高騰の影響を受けている介護事業所に対し、市民への安定的なサービス確保と事業継続や提供体制の継続を支援するための経費、及び介護給付費の市負担分及び職員給与費等を介護保険特別会計へ繰出ししたもの等です。

なお、節27繰出金で5700万円余りの不用額が生じているのは、介護保険における給付費が当初見込みを下回ったこと等により、介護保険特別会計への繰出金が少なかったことによるものです。

次に、73ページから74ページの目8福祉センター費については、指定管理者である生駒市社会福祉協議会への管理運営委託により、障がい者の自立と社会参加の促進に向け、主に、創作活動を主体とした各種教室の開催や、照明機器の老朽化によるLED照明改修工事等に要した経費です。

次に、81ページから82ページの項3生活保護費、目1生活保護総務費については、生活保護関係職員の人事費と事務的経費です。

次に、82ページの目2扶助費については、生活保護法に基づき、被保護世帯の最低限度の生活を保障するため、生活扶助、住宅扶助や医療扶助などにより、自立の助長に努めた経費です。また、被保護世帯の熱中症対策として、エアコン給付に要した経費です。

なお、節19扶助費において、3200万円余りの不用額が生じているのは、主に、医療扶助等が見込みを下回ったことによるものです。

次に、82ページの項4災害救助費、目1災害救助費については、土砂災害により災された方に見舞金を交付したものです。

【子育て健康部】

65ページから66ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、子育て健康部の所管は、福祉医療システム管理費で、福祉医療費助成に係るシステムの使用料です。

次に、68ページから70ページの目3障がい者福祉費のうち、心身障がい者医療費助成事業費で、これは1歳以上75歳未満で重度の心身障がい者に対し、医療費の助成を行った経費です。

次に、70ページから71ページの目4老人福祉費のうち、老人医療費助成事業費で、これは後期高齢者医療保険に加入する重度の心身障がい者に対し、医療費の助成を行った経費です。

次に、71ページから72ページの目5後期高齢者医療費については、後期高齢者に対する健康診査の経費及び療養給付費の市負担金、後期高齢者医療特別会計に対する繰出しに要した経費です。

次に、74ページから75ページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のうち、子育て健康部の所管は、児童福祉経費の2の子ども計画の策定及び3の子ども・子育て会議の開催に要した経費、子ども医療費助成事業費、子育て支援総合センター事業費、75ページの子どもサポート事業費、76ページのみつきランド運営事業費、未熟児養育医療事業費、はばたきみつき運営事業費です。

次に、79ページから80ページの目4母子父子福祉費のうち、ひとり親家庭等医療費助成事業費で、これはひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成する事業に要した経費です。

次に、83ページの項5国民健康保険費、目1国民健康保険費については、国保税の軽減による減収分等に係る市の負担分を国民健康保険特別会計へ繰出したものです。

次に、83ページから84ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費については、職員の人工費や母子保健法に基づく妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査や産後ケア事業、一般不妊治療費助成事業等の実施に要した経費です。令和6年度から、家事や育児への負担を減らすことで子育て家庭の心身の安定を図る「産前産後家事支援サービス」を開始するなど、全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができる環境整備に努めました。

また、84ページの病院事業費については、地方公営企業法及び総務省からの繰出金通知に基づき病院事業会計へ繰り出した負担金、市立病院の院内保育所の運営に要する経費及び光熱費等高騰対策医療機関等支援給付事業補助金です。

また、市民のいのちを守る医療基金に基金利子を積み立てました。

次に、84ページから86ページの目2予防費については、休日夜間応急診療事業や乳幼児、高齢者等への予防接種事業に要した経費、また、健康増進法による健康診査やがん検診などの各種保健事業の実施に要した経費や、健康づくり推進事業として、健康いこま21及び食育推進計画の策定に要した経費、歩こう会等のウォーキング推進事業に要した経費です。

なお、85ページの節12委託料で1億8971万円余りの不用額が生じているのは、主には、休日夜間応急診療事業において、年末年始のインフルエンザの流行により受診者数が増加し、剩余金が発生したこと、また、令和6年度から定期接種化しました新型コロナワクチン接種事業において、当初見込みより接種者数が少なかったことによるものです。

次に、86ページから87ページの目3健康センター管理費については、「セラビーアイこま」の維持管理及び施設の老朽化に伴う昇降機のリニューアル工事や受変電設備の更新、照明のLED化等に要した経費です。

【建設部】

88ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境保全対策費について、89ページの浄化槽設置補助事業は、生活排水による河川の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置者に対し、36基の設置補助を行ったものです。

次に、101ページから102ページの款6土木費、項1土木管理費、目1土木総務費については、職員の人事費、事務的経費に要した費用です。急傾斜地県工事負担金では、奈良県が行った谷田町地内の対策工事に対する応分の負担を行いました。

バリアフリー整備事業では、誰もが安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進するため、「基本構想推進協議会」を1回開催しています。

次に、104ページから105ページの項2道路橋梁及び河川費、目1道路橋梁総務費については、職員の人事費及び道路の管理、地籍調査等に要した費用です。事業については、道路台帳の整備を行うとともに、地籍調査事業として、東生駒1丁目・2丁目・3丁目の各一部地区の0.22キロ平方メートルにおいて、現地立会及び一筆地測量等を行うとともに、令和5年度に実施した、東菜畠1丁目・東生駒1丁目の各一部地区の0.24キロ平方メートルにおいて調査成果の閲覧を実施しています。

節12委託費で約1430万円の不用額が生じているのは、地籍調査事業及び道路台帳整備事業において入札差金が生じたことにより、事業費が減少したことが主な理由です。

次に、105ページから106ページの目2道路橋梁維持費については、市道における安全・円滑な通行を確保するため、交通安全施設の設置及び点検、老朽化した道路の維持補修、橋梁の予防保全や耐震化、生活道路等の安全対策に要した費用です。

事業としては、市内道路反射鏡等の清掃点検と道路反射鏡の新設及び補修が30基と主な区画線等設置工事として、菜畠西壱分線他路面標示復旧工事のほか1件の工事、また、市内道路の主な維持補修工事として、奈良阪南田原線ほか9件の舗装等工事、舗装単価契約による緊急を要する舗装補修が64箇所、及び道路維持補修工事を104件実施しています。

続いて、橋梁予防保全事業については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、第2阪奈1号橋（第1、2径間一般部）予防保全補修工事を実施しています。また、道路法に基づく橋梁定期点検として、市が管理する道路橋45橋について点検業務を実施し、点検結果に基づいた橋梁長寿命化修繕計画の更新を行いました。

続いて、橋梁耐震化事業については、国からの内示率の低下により事業を見直した結果、北山橋橋梁耐震補強工事を見送り、前年度からの繰越しである中菜畠歩道橋耐震補強詳細設計業務と旭橋耐震補強詳細設計業務を実施しました。

また、生活道路安全対策事業については、主な工事として、通学路の安全対策では、鹿ノ台循環線通学路安全対策工事と、幹線道路の交差点安全対策として、奈良阪南田原線交差点安全対策工事のほか1工事、また、歩行者空間の整備として、谷田俵口線歩行者空間整備工事のほか1工事を実施しています。

節12委託費で約950万円の不用額が生じているのは、交付金の内示率が低下したことから設計内容を見直したことにより、事業費が減少したことが主な理由です。

また、節14工事請負費で約1億2700万円の不用額が生じているのは、交付金の内示率が低下したことにより事業の見直しをしたことが主な理由です。

次に、107ページの目3道路橋梁新設改良費については、職員の人事費及び企業誘致関連道路整備事業やその他道路の新設改良事業に要した費用です。

まず、企業誘致関連道路整備事業については、北田原中学校線道路整備工事（第2-3工区）を実施し、全ての区間で工事が完了しました。

次に、道路新設改良事業については、谷田小明線道路改良事業における物件移転等補償や残地補償として、2件の補償契約を締結しています。

また、エスカレーター更新工事を4台、エレベーター更新工事を1台のほか地元からの要望に基づき、2件の道路改良工事を実施しています。

節12委託料で約1790万円の不用額が生じているのは、交付金の内示率が低下したことにより事業内容を見直したため、事業費が減少したことが主な理由です。

また、節14工事請負費で約2300万円の不用額が生じているのは、入札差金が生じたことにより、事業費が減少したことが主な理由です。

次に、107ページから108ページの目4河川費については、市の管理する河川、水路や道路排水施設等の維持管理や整備に要した費用です。

事業としては、河川、水路や調整池等の清掃、しゅんせつ、及び排水ポンプの保守点検を実施するとともに、改修事業では、市内の水路や側溝改修に要した主要な費用として、高山北田原線水路改修工事ほか6件の工事及び河川・水路清掃業務委託を実施しました。

次に、109ページから110ページの項3都市計画費、目2公園整備費については、職員の人事費のほか、公園や街路樹における計画的なせん定・除草等の維持管理経費をはじめ、緑地等における倒木被害を未然に防ぐための計画的な整備、生駒山麓公園及びふれあいセンターの管理運営費、公園施設長寿命化事業、公園等整備・改修に要した費用です。

公園・緑地等や街路樹の維持管理としては、市が管理する388箇所の公園・緑地等、134路線の街路樹のせん定・除草等の業務、また、6箇所の公園・緑地の間伐等を中心とした適切な整備を行いました。

続いて、生駒山麓公園及びふれあいセンターについては、効率化と充実を図るため、令和6年7月から新たな指定管理者による管理・運営等を行っています。また、年間利用者数は、指定管理者の変更による臨時休園や猛暑の影響などにより、令和5年度より約2万3000人減少し、20万5423人となりました。

続いて、公園施設長寿命化事業では、市内7公園で7基の公園遊具、1公園で17基のベンチ、1公園で116メートルの柵を更新するとともに、3公園と1緑道で園路改修、1公園で手摺の改修工事を実施しました。

また、節12委託料で約2270万円の不用額が生じているのは、公園・街路樹維持管理及び緑地等の保全整備に係る委託料の入札差金が生じたことや現場精査により事業費が減少したことが主な理由です。

さらに、節14工事請負費で約1000万円の不用額が生じているのは、公園・街路樹維持管理に係る工事請負費の入札差金が生じたことや、補修工事が見込みより少なく、事業費が減少したことが主な理由です。

次に、110ページから111ページの目3緑化推進費については、職員の人工費のほか、緑の基本計画改定に係る運営経費、花壇の整備などの活動支援に係る経費、花のまちづくりセンターの管理運営経費、緑化意識を高めるコンテスト、花や緑に関する講座としてのガーデニング連続講座の開催に要した費用です。

また、節18負担金補助及び交付金で約230万円の不用額が生じているのは、花のまちづくりセンターにおける、花と緑のわがまちづくり助成制度の認定団体数が、令和5年度より減少したことが主な理由です。

次に、113ページの款6土木費、項5下水道費、目1下水道費については、下水道事業の執行に伴い、特定財源の不足する額を一般会計から下水道事業会計へ補助を行ったものです。

なお、不用額については、下水道使用料及び受益者負担金の増加に加え、人工費が減少したことなどによるものです。

最後に、139ページの款9災害復旧費、項1土木災害復旧費、目1道路河川等災害復旧費については、豪雨や台風等の影響により道路等で発生した災害現場の復旧に要した費用です。

【都市整備部】

45ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料については、公共施設の利用状況や施設に対する考え方等を把握し、分析するため、また、生駒駅前周辺の公共施設の土地・建物活用の可能性を図るための調査に要した費用です。

続いて、46ページから47ページにかけての「経営事務費」の「公共施設マネジメントシステムの運用」は、公共施設の基本情報、経費情報、改修履歴などを一元管理するシステムの使用に要した経費です。

次に、101ページの款6土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、「建築管理事務費」は、市が管理する建築物について、建築基準法の規定に基づく定期点検業務の実施に要した費用です。

続いて、102ページの目2建築指導費は、関係職員の人事費のほか、次の103ページからの「建築審査経費」では、特定行政庁として建築基準法に基づく建築確認事務、「耐震改修」、「既存住宅解体工事」、「住宅省エネルギー改修」等の補助に要した経費、「空き家対策事業費」では、「いこま空き家流通促進プラットホームの運営支援」や「戸建て住宅賃貸化促進奨励金の交付」、空き家の利活用を促進するための特設サイトの作成、また、分譲マンションの適正な管理の推進や賃貸共同住宅の流通の促進やニュータウン再生のモデル地区における重点的な空き家の流通促進、住み開きの推進に要した経費が主なものです。

103ページ、節18負担金補助及び交付金で不用額が生じた主な理由は、耐震対策に関する補助金及び住宅省エネルギー改修工事に関する補助金の申請件数が、当初の予定より少なかったことによるものです。

次に、105ページ、項2道路橋梁及び河川費、目2道路橋梁維持費、次の、106ページの再開発関連道路維持管理費では、グリーンヒルいこま内及びアントレいこま1の市民が利用する通路等の維持管理費に対する一部負担金として支出しています。

次に、108ページから109ページの項3都市計画費、目1都市計画総務費は、関係職員の人事費のほか、「都市計画事務費」では、都市計画審議会等の運営経費をはじめ、都市計画法などに基づく、各種届出等の事務に要した経費、「まちづくり推進事業費」では、学研北生駒駅中心地区のまちづくりとして、「学研北生駒駅北土地区画整理準備組合」を設立し、業務代行予定者を選定するとともに、市街化区域への編入に向けた手続きを進めました。

2つ目の、「立地適正化計画策定事業」については、都市計画審議会に検討部会を設置し、令和7年度末の計画策定に向け、検討を進めました。

3つ目の、「生駒駅周辺都市再生事業」については、生駒駅周辺の公共空間整備のための検討や案内サインの設置、チャレンジショップ等の社会実験を実施しました。

また、「景観推進事業費」では、「生駒駅南口参道周辺の景観づくり」として、本市の玄関口及び宝山寺の門前町にふさわしい景観形成に向け、参道周辺の住民や事業者とのワークショップ等を実施しました。

次に、111ページの目4北部地域整備促進事業費では、学研高山地区第2工区のうち、先行個別地区として設定した南エリアにおいて、「学研高山地区南エリア土地区画整理準備組合」を設立するとともに、事業協力者を選定、また、次期個別地区として、「学研高山地区ゲートエリアまちづくり協議会」を設立し、さらに、都市計画道路の変更に向けた手続きを進めるなど、まちづくりの実現に向けた取組を進めました。

次に、112ページの項4住宅費、目1住宅事業費は、関係職員の人事費のほか、市営住宅及び再開発住宅の維持管理等に要した費用です。

なお、長寿命化計画に基づき、元町住宅の換気設備の設置工事を実施しました。

【消防本部】

113ページから115ページの款7消防費、項1消防費、目1常備消防費については、消防職員の人事費・研修費・庁舎や車両の維持管理費など、消防全般の運営に要した経費です。

施策の成果等について、主な内容としては、まず、救急救命士の病院実習など、専門研修へ参加するとともに、指導救命士による救急車同乗研修、教養動画のWEB配信や署内での実技研修を実施しました。

また、応急手当の普及啓発として、ホームページ等を活用して、市民に応急手当の必要性を訴えるとともに、AEDの取扱いを含む心肺蘇生法の講習会を開催し、加えて、心肺蘇生法啓発用チラシを作成して、市内全戸に配布しました。

火災予防としては、広報紙やX等を活用し、住宅用火災警報器の設置・取替えの促進を図り、火災予防運動では一人暮らし高齢者宅への防火調査を行い、防火意識の啓発に努めるとともに、事業所等への立入検査を実施し、是正指導を行いました。

訓練関係では、緊急消防援助隊の合同訓練への参加や府県の隣接する消防本部との合同訓練を行い、関係機関等との連携体制の強化を図りました。

この費目は、消防職員の職員給与費が、費目全体の約89%を占め、ほとんどが人事費です。

続いて、115ページから116ページの目2非常備消防費については、消防団の運営に要した経費で、消防団員が地域に密着した消防機関として、災害出動や警備・警戒活動、自主訓練を含む各種訓練の実施や研修への参加など、多岐にわたって活動されました。

また、春・秋の火災予防運動時には消防団車両による広報活動や女性広報指導分団の一人暮らし高齢者宅への防火調査を実施しました。

次に、116ページの目3消防施設費については、消防水利の維持管理に要する消火栓等の整備や消防施設の改修、消防緊急車両及び資機材等の更新に要する経費です。

施策の成果等の説明として、消防施設整備事業費については、不良となった消火栓や水道管の敷設替えに伴う消火栓の改修及び補修を実施し、負担金として支出しました。

次に、庁舎施設整備工事については、消防団機動第2分団及び機動第3分団の拠点施設のトイレの洋式化とシャワーブース設置を行いました。

次に、緊急車両の更新事業としては、消防団機動第1分団の消防ポンプ車及び消防本部の事務連絡車の更新配備に加え、新たに消防署に導入した災害対応ドローンを購入するとともに、ドローン操作研修に職員が受講しました。

最後に、「やまびこホール」に設置されていた防火水槽の撤去に伴い、新たに藤尾町地内に耐震性貯水槽を設置するための測量・地質調査を含めた設計業務を実施しました。

【教育部】

74ページから76ページの款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費については、児童手当等の支給のほか、小規模保育所等に対する施設整備助成、新規事業の保育士サポート手当を始めとする私立保育所等保育に対する処遇改善補助、私立保育所等の健全な運営に対する支援に要した経費、また、新規事業としての私立保育園等と施設型給付費に関する申請などをオンライン化する給付等管理システムの導入に伴う経費です。

なお、75ページの節18負担金補助及び交付金で8319万円余りの不用額が生じているのは、給与改善補助金について奈良県独自の処遇改善補助金の対象が全職員と見込んでいたものが保育士に限られたこと、延長保育事業や病児保育事業、一時預かり事業等において見込みよりも利用する園児数が少なかったことなどによるものです。

また、76ページの節19扶助費で2億5600万円余りの不用額が生じているのは、児童手当の支給について、当初の見込みよりも受給対象者が少なかったことなどによるものです

続いて、77ページから78ページの目2児童保育費については、私立保育所26園で1898人、及び生駒市外へ委託している保育所等12園で19人、合計1917人に対する施設型給付費です。この中には、新規事業の保育料の第2子無償化分も含まれています。

なお、節18負担金補助及び交付金で1億2695万円余りの不用額が生じているのは、人事院勧告による公定価格の上昇があったことから補正予算を組んで対応を行ったものの、そのときに盛り込んだ第2子無償化の対象となる園児数や年度末までの全体的な園児数が想定を下回ったことによるものです。

続いて、78ページから79ページの目3保育所費については、公立保育所4園、644人の施設運営に係る管理運営費及び中保育園本館の耐力度調査やひがし保育園管理保育棟及び保育棟の屋上防水工事を始めとした設備の維持補修及び工事等に要した経費です。

続いて、79ページから80ページの目4母子父子福祉費については、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、476世帯に対する児童扶養手当の支給などに要した経費です。

なお、80ページの節19扶助費で3388万円余りの不用額が生じているのは、児童扶養手当の支給及びひとり親家庭への経済的自立支援に係る給付について、当初見込みよりも受給対象者が少なかったことなどによるものです。

続いて、80ページから81ページの目6学童保育費については、留守家庭児童の放課後における健全育成を図るため、児童育成クラブ27クラブや民間学童保育所7クラブに対する運営費補助及び低所得の学童保育保護者に対する保育料助成に要した経費です。

なお、節18負担金補助及び交付金で2647万円余りの不用額が生じているのは、民間学童保育所への助成について、当初予定より減額になったことや新たな民間学童保育所の誘致に伴い、事業者と協議の結果、施設整備費を執行しなか

ったことなどによるものです。

続いて、117ページから119ページの款8教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費については、教育委員や事務局職員、学校司書、外国語活動を支援する地域人材や外国語指導助手等の配置に必要な人件費を始め、教師の負担軽減を図るためスクールサポートスタッフの配置や自校式通級指導教室の実施、また、新規事業として教育系ネットワークを更新しゼロトラスト型ネットワーク環境の整備などに要した経費です。

続いて、119ページから120ページの目2心の教育活動事業費については、いじめや不登校等の諸問題に対応するためのスクールカウンセラーなどの配置、教育支援施設の管理・運営等に要した経費及び市内小学校10校において開催されている放課後子ども教室推進事業に係る経費、また、新規事業として、校内サポートルームの体制を整えるため、モデル的に支援員を配置した経費などです。

続いて、120ページの目3生駒南小学校・中学校整備事業費については、生駒南小学校・中学校の整備に係る基本計画の策定や測量等に要した経費です。

次に、120ページから121ページの項2小学校費、目1学校管理費については、小学校12校の管理・運営に要した経費で、主なものとしては、小学校1年生を対象とした市独自の少人数学級編制や地域社会との連携を図り、開かれた学校づくりを進める「学校創造推進事業」の実施及び奈良県が設置したGIGAスクール運営支援センターを活用するための整備負担金に要した経費です。また、新規事業の高学年に教科担当教職員を配置し、教科指導の充実や普段から児童と関わることができる教員の増加に要した経費です。

続いて、122ページの目2教育振興費については、小学校で使用する教材や備品の購入及び経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対して、新入学学用品費、給食費、医療費等の就学援助に要した経費等です。

次に、目3小学校施設整備費については、新規事業として小学校10校の屋内運動場に空調設備を整備する工事を行うための設計業務に要した経費です。

なお、1137万円余りの不用額が生じているのは、入札差額によるものです。

続いて、122ページから123ページの項3中学校費、目1学校管理費については、中学校8校の管理・運営に要した経費で、主なものとしては、小学校と同様に地域社会との連携を図り、開かれた学校づくりを進める「学校創造推進事業」の実施及び奈良県が設置したGIGAスクール運営支援センターを活用するための負担金に要した経費です。また、新規事業として、鹿ノ台中学校の多目的トイレの設置やスロープの設置に要した経費です。

なお、節14工事請負費で1352万円余りの不用額が生じているのは、入札差額によるものです。

続いて、123ページから124ページの目2教育振興費については、中学校で使用する教材や備品の購入のほか、経済的理由により就学が困難な生徒の保護者に対して、新入学学用品費、給食費、医療費等の就学援助に要した経費です。

続いて、124ページの目3中学校施設整備費については、中学校の整備の新規事業として、上中学校校舎長寿命化改修に係る実施設計に要した経費と中学校

7校の屋内運動場に空調設備を整備する工事を行うための設計業務に要した経費です。

なお、節12委託料で4332万円余りの不用額が生じているのは、上中学校校舎長寿命化改修に係る実施設計業務と屋内運動場空調設備整備工事を行うための設計業務の入札差額によるものです。

次に、124ページから126ページの項4幼稚園費、目1幼稚園費については、幼稚園の適正な運営と幼児教育の充実を図るために、公立幼稚園8園の管理運営費や生駒幼稚園リズム室エアコン入替工事を始めとした設備の維持補修及び工事等維持管理に要した経費、私立幼稚園の保育料負担金に係る経費が主なもので

す。

なお、126ページの節18負担金補助及び交付金で2809万円余りの不用額が生じているのは、私立幼稚園保育料に係る負担金の給付について、給付対象人数が、当初見込みより下回ったことなどによるものです。

続いて、127ページの目2幼稚園施設整備費については、壱分幼稚園のこども園化に向け、（仮称）認定こども園壱分こども園整備運営事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施や壱分幼稚園園舎解体工事設計業務、令和7年度から、整備工事期間中の壱分幼稚園となばた幼稚園での合同保育に向けて、移転業務・修繕・工事等を実施したものです。

次に、133ページの項5社会教育費、目4人権教育推進費のうち、教育部所管分は、教職員の人権教育に係る経費で、事務用の消耗品費及び冊子の印刷製本費、研究大会等への参加費です。

次に、136ページから137ページの項6保健体育費、目1保健体育総務費のうち、教育部所管分は、学校保健経費で、児童・生徒・幼稚園児並びに教職員の健康診断などに要した経費です。

続いて、137ページから139ページの目2学校給食センター運営費については、学校給食センターの運営及び施設・設備の維持管理を始め、生駒市立学校給食センターにおける調理場内の床改修工事及びPFI事業による生駒北学校給食センターの運営に要した経費です。

なお、節14の工事請負費で1182万円余りの不用額が生じているのは、調理場内の床改修工事などにおける入札差額によるものです。

最後に、139ページの目3学校給食材料費については、給食の材料に係る経費で、食材の安全性に配慮し新鮮でかつ栄養豊富な材料を選定し、安心・安全でおいしい学校給食の実施に要した経費です。

【生涯学習部】

127ページから128ページの款8教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費については、社会教育、生涯学習の推進等に要した経費です。

主な事業としては、社会教育委員会議の運営や生涯学習推進体制を整備するための関係団体への支援のほか、「i s c h o o l」において、主に働き盛り世代を対象とした多様な講座等の実施とともに、市民が1日限りの先生となり、市民へ

学びを提供し合う「IKOMA サマーセミナー」の開催、高齢者を対象とした学びの場「いこま寿大学」の運営を行いました。

次に、128ページから129ページの目2社会教育施設費については、生涯学習施設及び体育施設の整備や指定管理者による管理運営に要した経費です。

主な整備事業は、北コミュニティセンターISTAはばたき空調設備更新工事、旧やまびこホール解体工事、生駒セイセイビル照明LED化改修工事、北大和体育館非構造部材及び照明LED化工事です。

節12委託料において、2929万円余りの不用額が生じているのは、生涯学習施設6施設及び体育施設の光熱水費において、電気・ガスの使用量が予想を下回ったこと、生駒セイセイビル非常用予備発電装置制御部品更新業務等による執行残が生じたことが主な理由です。

節14工事請負費において、4331万円余りの不用額が生じているのは、北コミュニティセンターISTAはばたき空調設備更新工事、旧やまびこホール解体工事、市民体育館受水槽設置工事等に伴う入札執行残が生じたことが主な理由です。

次に、129ページから133ページの目3図書館費については、図書館5館の運営及び市史編さんに係る経費です。

主な事業は、図書館リニューアル事業として、令和5年度の市民ワークショップで出された意見を踏まえ、図書館がまちづくりの拠点となるよう、実施設計を行いました。また、図書館システムのサーバ保守期限切れに伴い、サーバのほか、パソコン等の機器を更新しました。

この他、ビジネス支援事業を開催し、働く世代を対象とした学びの場を設けるとともに、参加者同士の交流も深めました。

市史編さん事業においては、調査や会議を実施し、収集した資料のうち重要なものを所収する近世、近代の史料集2冊を発刊しました。また、各分野における調査研究の成果は、講演会やフィールドワークの開催やニュースレターを発行するなどして情報発信を行いました。

次に、133ページから135ページの目5青少年健全育成費については、二十歳のつどいの開催と、青少年健全育成活動事業等に要した経費です。

次に、135ページの目6文化振興費については、市民文化祭を始め、市民の創作・文化活動の発表に向けた事業の開催及び市内の文化芸術振興団体への支援を行いました。

また、吹奏楽イベントや「市民みんなで創る音楽祭」を開催する等、市民との協創により、多くの方々へ音楽に親しんでいただける機会を提供するとともに地域の音楽文化の活性化を図りました。

続いて、135ページから136ページの目7文化財保護費については、生駒の歴史・文化の普及、文化財の調査や指定無形民俗文化財の後継者育成・保護に関する経費と、「生駒ふるさとミュージアム」の維持管理に係る経費です。

次に、136ページから137ページの項6保健体育費、目1保健体育総務費については、スポーツ推進審議会の運営や、スポーツ推進委員の活動及び市民を

対象としたスポーツ振興に係る経費です。

主な事業としては、学校部活動の地域移行を見据えた新たな地域クラブ活動の推進、障がい者のスポーツ活動支援事業や、「IKOMAマラソンチャンピオンシップ」、「いこまスポーツの日」等の開催です。

議案第64号 令和6年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について

【決算書に基づき説明】

【都市整備部】

(143ページ、144ページ)

この特別会計は、開発行為等について、指導要綱に基づき事業者からいただいた協力金及びその運用益を公共施設整備基金に積み立てるものです。

まず歳入について、款1財産収入は、基金の運用利子を80万2665円、款2寄附金は、公共施設整備寄附金が0円、歳入総額は80万2665円となりました。

この歳入総額を、歳出において、公共施設整備基金に積み立てたものです。

議案第65号 令和6年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について

【決算書に基づき説明】

【福祉部】

(147～161ページ)

まず、歳入について、款1保険料は、65歳以上の「第1号被保険者」から徴収した保険料です。

次に、款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5県支出金については、それぞれ法定による負担割に応じた歳入となっています。

次に、款7繰入金については、介護給付費や地域支援事業、職員給与費事務費等の一般会計からの繰入金、介護給付費負担金、地域支援事業費補助金の前年度概算交付分の返還のための介護給付費準備基金からの繰入金、及び歳入不足を補填するための介護給付費準備基金からの繰入金となっています。

歳入合計は、101億4647万3286円となりました。

続いて、歳出について、款1総務費、項1総務管理費については、職員の人件費及び事務経費等に要した経費です。

次に、項3介護認定審査会費については、要支援・要介護認定に関する調査や審査等に要する経費です。

次に、款2保険給付費については、介護サービス受給者に対する保険給付等で、93億4623万3952円と前年度と比べ、約3億7318万円、約4.16%の増加となりました。

また、2億4242万円余りの不用額が生じているのは、介護サービス等給付費のサービス利用が見込みより少なかったことなどによるものです。

次に、款3地域支援事業費については、被保険者が要介護状態になることを予防し、要介護状態になった場合でも、できるだけ地域で自立した日常生活を送れるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の展開と、それらの活動を地域全体でサポートする環境の整備に要した経費です。

具体的には、脳の若返り教室や体操教室等の介護予防事業、75歳以上の高齢者への基本チェックリストの送付による生活機能の把握事業、生駒市医療介護連携ネットワーク協議会の協議に要した経費、在宅医療・介護連携推進事業として、医療・介護関係者向けの相談窓口の運営、認知症対策としての認知症地域支援推進員の配置・活動、生活支援体制整備として、生活支援コーディネーターの配置・活動に要した経費です。

なお、地域支援事業費については、4億1113万3491円で前年度に比べ約2173万円、約5.6%増加しました。

また、項2包括的支援事業費において、2270万円余りの不用額が生じているのは、地域包括支援センターの職員が当初の見込みどおり配置できなかったことなどによるものです。

次に、款4保健福祉事業費については、家族介護支援事業費として、市民税非課税世帯への紙おむつの支給に要した経費です。

次に、款5基金積立金については、準備基金の運用利子や過年度の追加交付分を基金に積み立てたものです。

最後に、歳入・歳出総額は、共に101億4647万3286円となりました。

議案第66号 令和6年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について

議案第67号 令和6年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

【決算書に基づき説明】

【子育て健康部】

(議案第66号 163ページ～178ページ)

歳入について、款1国民健康保険税については、被保険者数の減少の影響もあり、前年と比べ減収となりました。収納率は現年度分で95.33%、滞納繰越分で13.66%となりました。

次に、款3国庫支出金については、マイナンバー制度に関連したシステム改修経費に対する補助金の収入でした。

次に、款4県支出金の保険給付費等交付金については、主に市町村の医療給付に要した費用を交付する「普通交付金」と、市町村の財政状況などの事情に応じた財政の調整のために交付される「特別交付金」として交付されたものです。

次に、款7繰入金については、国保の保険基盤安定事業、出産育児一時金の補填に加え、国保税における未就学児の均等割の減額や産前産後の減額、国保制度運営に係る人件費等の事務費に対する一般会計からの繰入金です。

続いて、歳出について、款1総務費については、主に人件費、事務費及び国保

税の賦課徴収に係る費用等です。

次に、款2保険給付費については、医療費のほか、出産育児一時金、葬祭費の給付等に係る経費です。保険給付費全体で、7億1300万円余りの不用額が生じているのは、被保険者数が減少したことにより、主に療養給付費が見込みを下回ったものです。

次に、款3国民健康保険事業費納付金については、平成30年度から始まった、県単位化に合わせて本市から奈良県に支払う納付金です。納付金全体で3578万円余りの不用額が生じたのは、項4のその他納付金に係る県からの請求が見込みを下回ったこと等によるものです。

次に、款5保健事業費については、特定健康診査・保健指導等の実施に要した経費です。保健事業費全体で3671万円余りの不用額が生じた主な原因は、特定健康診査にかかる自己負担額の無料化に伴う受診率の増による支出額の増加を見込んでいたものの、受診率が見込みほど伸びなかつたことによるものです。

最後に、歳入総額97億52万6288円に対して、歳出総額96億8882万6095円で、歳入歳出差引額1170万193円となりました。

この歳入歳出差引額は、国民健康保険財政調整基金へ積立てしました。

(議案第67号 179ページ～184ページ)

まず、歳入について、款1後期高齢者医療保険料の収入については、令和6年度の収納率は99.3%で、前年度と同じ率となりました。

同じく、款3繰入金については、一般会計からの事務費及び保険基盤安定に対する繰入金、款4繰越金は、令和5年度収入分の保険料の一部を令和6年度に繰り越したものです。

続いて、歳出について、款1総務費については、後期高齢者医療事務に係る職員給与費や事務費、コンビニ収納などの保険料徴収に係る経費です。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金については、後期高齢者医療広域連合に支払う保険料、基盤安定負担金、その他経費の負担金です。

不用額が2億2206万円余り生じているのは、被保険者数が大きく伸びることにより納付額算定の基準となる保険料収入や経費が増加することを見込んで、広域連合への納付金額を設定していたものの、実際の納付額が見込みを下回ったことによるものです。なお、執行率は92.7%となりました。

最後に、歳入総額28億8703万9242円に対して、歳出総額28億7895万5262円で、歳入歳出差引額808万3980円となりました。

この歳入歳出差引額については、昨年度と同様、繰越金として令和7年度に繰り越しています。

議案第68号 令和6年度生駒市水道事業会計決算の認定について

【水道事業会計決算書に基づき説明】

令和6年度生駒市水道事業報告書の1. 概況です。

(1) 総括事項として、令和6年度は、継続して老朽水道管の更新を進めるとともに、衛星画像を用いたAI解析による漏水調査を実施し、漏水の早期発見、早期修繕を行いました。また、県域水道一体化に向けて、関係構成団体間で検討協議を進め、令和6年11月1日に奈良県広域水道企業団が設立されました。

生駒市水道事業は、令和7年4月1日に奈良県広域水道企業団へ事業を承継しました。

続いて、ア、業務概要です。

令和6年度末、給水人口は11万6207人、年間有収水量は1148万3694立方メートル、有収率は97.1%となりました。

次に、イ、建設改良工事です。

老朽水道管の布設替をはじめ、下水道工事に伴う水道管の移設等により、8.2キロメートルの管路を更新するなど水道施設の改良に取り組み、目標値を達成しました。

なお、建設改良工事の概要については、4ページから5ページに記載しています。

次に、ウ、経営状況です。

令和6年度は、営業収益が前年度に比べて増加しましたが、動力費の増加等により営業費用が増加したため、営業損失が増加しました。

これに対し、営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた経常利益は、前年度に比べ減少し、約4570万円となりました。

この経常利益に特別利益を加え、特別損失を計上した結果、当年度純利益は、約5028万円となりました。

今後は、奈良県広域水道企業団として、より一層、効率的な業務運営とサービスの向上を図り、清潔で低廉な水道水の安定供給と災害に強い水道施設の構築に努めます。

次に、(2) 経営指標に関する事項です。

経営の健全性を示す経常収支比率は、健全経営の水準とされる100%を上回っています。

料金水準の妥当性を示す料金回収率についても、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っています。

償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は前年度から上昇しており、施設の老朽化が進んでいるのに対して、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は前年度から減少しています。

当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は、前年度から上昇しており、今後も計画的な施設更新を行っていきます。

続いて、3、業務です。

(1) 業務量に関する事項の主なものとして、年度末給水人口は、前年度に比

べて減少しましたが、年度末給水戸数は、前年度に比べて増加しました。

年間総配水量、県営水道受水量、年間有収水量は、給水戸数の増加等に伴い、前年度に比べて増加しました。

有収率については、前年度と同数となりました。

次に、1立方メートル当たりの供給単価及び給水原価については、供給単価は195円16銭、給水原価は193円76銭で、供給単価と給水原価の販売差益は、1円40銭となりました。

なお、給水原価については、事業費が増加したことに伴い上昇しました。

8ページには(2)事業収益・事業費に関する事項について、9ページには(3)給水原価構成について、10ページから11ページには4、会計として、重要契約の要旨等を記載しています。

以上が、事業報告書の説明です。

続いて、決算書類についてご説明します。

令和6年度生駒市水道事業決算報告書です。

(1) 収益的収入及び支出の収入において、第1款事業収益については、予算額に比べて、3831万6101円上回っています。

次に、支出において、第1款事業費については、不用額が1億948万1325円となりました。

この不用額の主なものとしては、第1項営業費用で人件費が減少、第4項の予備費で、充当がなかったこと等によるものです。

次に、(1)資本的収入及び支出の収入において、第1款資本的収入については、予算額に比べて、220万6300円の減となりました。

この減の主なものとしては、第2項納付金で、下水道工事の工期延期に伴い、水道管の移設工事を翌年度に実施すること等によるものです。

次に、支出において、第1款資本的支出については、不用額が3億8733万545円となりました。

この不用額の主なものとしては、第1項建設改良費の工事請負費で、令和7年度から奈良県広域水道企業団として事業開始となることから、従来は繰り越していた予算を企業団の当初予算に計上したため、不用額となったものです。また、第3項予備費で、充当がなかったこと等によるものです。

続いて、令和6年度生駒市水道事業損益計算書です。

1. 営業収益から、2. 営業費用を差し引いた営業損失は、2億8601万6725円、この営業損失に、3. 営業外収益を加え、4. 営業外費用を差し引いた経常利益は、4569万6527円、この経常利益に、5. 特別利益を加え、6. 特別損失を差し引いた結果、当年度純利益は5027万8461円となりました。

この当年度純利益に、前年度繰越利益剰余金を加えた、当年度未処分利益剰余金は、8億3005万5345円となりました。

次に、令和6年度生駒市水道事業剰余金処分計算書です。

未処分利益剰余金については、繰越利益剰余金として奈良県広域水道企業団に

引き継ぎます。

令和6年度生駒市水道事業剩余金計算書は、令和6年度中における資本金及び剩余金の増減を表しています。

続いて、令和6年度生駒市水道事業貸借対照表です。

初めに、資産の部です。

1. 固定資産、2. 流動資産を合わせた資産合計は、221億7740万4147円です。

次に、負債の部です。

3. 流動負債、4. 繰延収益を合わせた負債合計は、67億9832万998円です。

次に、資本の部です。

5. 資本金、6. 剰余金を合わせた資本合計は、153億7908万3149円となり、負債資本合計は、資産合計と同額の221億7740万4147円となりました。

続いて、令和6年度生駒市水道事業キャッシュ・フロー計算書です。

キャッシュ・フロー計算書は、事業年度における資金の流れを示したもので、1、業務活動では、4億6351万746円の増加、2、投資活動では、7億7379万5888円の減少、3、財務活動については、企業債等の借り入れがなかったことから0円となりました。

以上のことから、令和6年度における資金増減額は、3億1028万5142円の減少となり、資金期末残高は、31億1025万505円となりました。

28ページから31ページの「収益費用明細書」は、損益計算書の内訳です。

32ページから33ページの「固定資産明細書」は、貸借対照表の固定資産の内訳です。

議案第69号

令和6年度生駒市下水道事業会計剩余金の処分及び決算の認定について

【下水道事業会計決算書に基づき説明】

【建設部】

令和6年度生駒市下水道事業報告書、1. 概況です。

(1) 総括事項として、令和6年度は、流域関連公共下水道竜田川処理区において管渠整備工事を実施するとともに、老朽化が進行する下水道施設の計画的な更新を実施するため、令和4年度から取り組んでいたストックマネジメント計画の策定が完了しました。また、生駒市下水道事業経営戦略を改定し、経費回収率向上に向けたロードマップを示すとともに、生駒市下水道事業経営審議会を開催し、下水道使用料の適正な在り方について審議を進めています。

次に、ア、業務概要です。

令和6年度末の供用開始区域内人口は8万5239人で、下水道普及率は、前年度に比べて0.4ポイントアップの73.4%となりました。

次に、イ、建設改良工事については、流域関連公共下水道竜田川処理区において管渠整備工事を行い、管渠延長 607 メートルを施工し、面積 1.5 ヘクタールの整備を行いました。

なお、建設改良工事の概要については、5 ページから 6 ページに記載しています。

続いて、ウ、経営状況です。

営業収益は、約 8 億 9921 万円に対して、営業費用は、約 21 億 4705 万円で、下水道事業本来の収支である営業収支は約 12 億 4784 万円の営業損失となり、引き続き多額の損失を計上しています。

営業損失に、一般会計補助金、長期前受金戻入などの営業外収益約 17 億 7403 万円を加え、支払利息等の営業外費用約 8851 万円を差し引いた経常利益は、約 4 億 3769 万円となり、経常利益に特別利益と特別損失を合わせた当年度純利益は約 4 億 3801 万円となりました。

次に、(2) 経営指標に関する事項です。

令和 6 年度決算について、経営の健全性を示す経常収支比率は、健全経営の水準とされる 100% を上回りましたが、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを示す経費回収率については、72.85% であり、類似団体平均値の 97.8% と比べても大幅に低く、一般会計補助金に依存している経営状況です。

使用料収入に対する企業債残高の割合を示し、企業債残高の規模を表す企業債残高対事業規模比率は、企業債残高が減少したことから、512.41% となり、公共下水道への接続率を示す水洗化率は、90.82% となりました。

また、法定耐用年数 50 年を経過した管渠延長の割合を示す管路老朽化率は、3.10% となりました。

続いて、3. 業務です。

(1) 業務量に関する事項の主なものとして、表 2 行目の年度末供用開始区域面積は、1269.88 ヘクタールで、前年度と比較して 12.23 ヘクタール増加しました。

次に、3 行目の供用開始区域内人口は、8 万 5239 人で、前年度と比較して、46 人減少しました。

次に、4 行目の水洗化済人口は、7 万 7416 人で、前年度と比較して 95 人減少しました。

また、下水道使用料の適正化を図っている現状を勘案して、令和 6 年度決算より、表に使用料単価及び汚水処理原価を追加し記載しています。

7 ページから 8 ページには、(2) 事業収益・事業費に関する事項について、9 ページには、4. 会計として、重要契約の要旨、企業債及び一時借入金の概況を記載しています。

以上が、事業報告書の説明です。

続いて、決算書類について説明します。

令和 6 年度生駒市下水道事業決算報告書です。

まず、(1) 収益的収入及び支出の収入において、第1款事業収益については、予算額合計28億2890万4000円に対し、決算額は、27億6408万5133円で、予算額に比べ、6481万8867円下回りました。

この減少については、主に第2項の営業外収益で一般会計補助金が減少したことによるものです。

次に、支出において、第1款事業費用については、予算額合計23億5432万3000円に対し、決算額は、23億1951万3812円で、不用額は、3480万9188円となりました。

この不用額の主なものについては、第1項営業費用で、入札執行による落札差額の他、人件費等が減少した事によるものです。

次に、(2) 資本的収入及び支出の収入において、第1款資本的収入については、当初予算額に建設改良繰越工事の財源充当額を合計した予算額合計5億1088万3000円に対して、決算額は2億8915万2131円で、予算額合計に比べ、2億2173万869円減少しました。

この減少については、主に事業の一部を翌年度に繰越しになったことにより、第1項の企業債及び第2項の補助金が減少したことによるものです。

次に、支出において、第1款資本的支出については、当初予算額に繰越額を合計した予算額合計14億4932万5000円に対して、決算額は、11億9680万2759円となり翌年度への繰越額を差し引いて、不用額は6822万2241円となりました。

この不用額の主なものは、建設改良費における工事請負費、人件費、流域下水道建設負担金の減少等によるものです。

続いて、令和6年度生駒市下水道事業損益計算書です。

1の営業収益、8億9921万4202円に対し、2の営業費用は、21億4705万963円となり、差引き12億4783万6761円が営業損失となりました。

また、3の営業外収益については、17億7403万4671円に対し、4の営業外費用は、8851万2460円となり、営業外の収支は、16億8552万2211円となりました。

営業損失と営業外収支を合計した経常利益は、4億3768万5450円となりました。

この経常利益に、5の特別利益と6の特別損失を合わせた当年度純利益は、4億3800万5081円となり、さらにその額に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末未処分利益剰余金は、8億9595万8837円となりました。

続いて、令和6年度生駒市下水道事業剰余金処分計算書（案）についてです。

剰余金の処分については、議会の議決を経て行うものです。

令和6年度末未処分利益である剰余金8億9595万8837円のうち、資本的収支における不足額を補填するため、4億4001万3948円を減債積立金の積立てとして処分するととともに、資本的収支の補填財源として使用するため、減債積立金を取り崩し、元の未処分利益剰余金に振り替えるものです。

また、令和5年度の剰余金処分計算書により、減債積立金として処分し、資本的取支の補填財源として使用した4億5215万808円を資本金へ組み入れる処分案です。

なお、処分後の繰越利益剰余金については、4億4380万8029円です。

次に、18ページから19ページは、令和6年度中における、資本金及び剰余金の増減を表した下水道事業剰余金計算書です。

続いて、20ページから21ページの令和6年度生駒市下水道事業貸借対照表です。

初めに、資産の部です。

1 固定資産については、(1)有形固定資産、274億8768万3198円、(2)無形固定資産、25億7555万8324円を合わせて、300億6324万1522円です。

2 流動資産については、(1)現金預金、(2)未収金を合わせて、3億9714万2559円で、資産の合計額は、304億6038万4081円です。

次に、負債の部です。

負債の合計額は、3固定負債、52億465万2327円、4流動負債、12億5407万3705円、5繰延収益、169億4127万9492円を合わせて、234億5524円です。

次に、資本の部です。

6 資本金と7剰余金を合わせた資本の合計は、70億6037万8557円となり、負債と資本の合計額は、資産の合計額と同額の304億6038万4081円です。

次に、決算附属書類のキャッシュ・フロー計算書です。

このキャッシュ・フロー計算書は、事業年度における資金の流れを表示したもので、1業務活動では、9億4145万5289円の増加、2投資活動では、2億3007万3590円の減少、3財務活動では、7億4923万995円の減少となりました。

以上により、令和6年度における資金の増減額は、未払金の減少等により3784万9296円となり、資金期末残高は、2億980万426円となりました。

最後に、26ページから29ページは収益費用の明細書、30ページから31ページは固定資産の増減を表した固定資産明細書、32ページから34ページは企業債の明細書です。

議案第70号 令和6年度生駒市病院事業会計決算の認定について

【病院事業会計決算書に基づき説明】

【子育て健康部】

令和6年度生駒市病院事業報告書です。

1、概況、(1)総括事項として、病院事業は地域医療を充実させるため、平

成27年6月に生駒市立病院を開院し、令和7年6月に開院10周年を迎えました。

この間、救急医療、周産期医療及び小児医療の充実に努めました。

病院事業会計においては、令和6年度生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書に基づき、指定管理者負担金として、2億6630万9000円を収入しました。

なお、市立病院は利用料金制の指定管理者制度により運営しているため、病院事業会計には医業収益の大部分を占める入院及び外来収益は含んでいません。建物、付属設備等を固定資産として保有し、原価償却費を計上、建設のために借入した企業債を償還するなど、資産管理の会計となっています。

ア、業務概要については、4ページで説明しています。

また、イ、収益的収支の状況及びウ、資本的収支の状況についても、8ページから11ページで説明しています。

次に、(2) 経営指標に関する事項について、経常収支比率は、118.01%と、健全経営の水準とされる100%を上回りました。

累積欠損金比率は、814.15%と高い比率となりましたが、指定管理者負担金を収入した令和元年度以降、数値は改善しています。

病床利用率は、入院患者の増加により前年度比7.88ポイント増加の75.89%となりました。

有形固定資産減価償却率は、43.56%と、毎年度減価償却費の計上により増加しました。

次に、(3) 議会議決等事項から(5)職員に関する事項については、3ページに記載しています。

次に、2、業務の(1)業務量、ア、許可病床数は、一般病床210床、イ、診療科目は17診療科となっています。ウ、入院及び外来の状況では、入院患者数は1日平均159.4人、外来患者数は1日平均292.7人となりました。

次に、(2)事業収益・事業費に関する事項において、ア、事業収益、イ、事業費の区分ごとの構成比率及び増減率を記載しています。

3会計の(1)企業債、長期借入金及び一時借入金の概要です。

ア、企業債の本年度末残高は、7179万円8828円、イ、長期借入金の本年度末残高は、41億460万9554円となりました。

続いて、1、令和6年度生駒市病院事業決算報告書については、予算額と対比できるよう、税込み金額を記載しています。

(1) 収益的収入及び支出です。

収入について、第1款病院事業収益、第1項医業収益については、市立病院の文書等交付手数料、救急告示病院等に係る一般会計負担金等です。

第2項医業外収益については、病床割等に係る一般会計負担金、指定管理者負担金及び長期前受金戻入等です。

次に、支出について、第1款病院事業費、第1項医業費用については、病院用地の賃借料等の経費、市立病院の建物及び建物附属設備等に係る減価償却費等で

す。

第2項医業外費用については、企業債等の支払利息等です。

第3項特別損失については、特別利益として収入した補助金を市立病院へ交付金として支出したもの等です。

続いて、（2）資本的収入及び支出です。

収入の第1款資本的収入、第1項負担金交付金については、地方公営企業繰出基準に基づき、企業債の元金償還について繰り出されたもので、第2項他会計からの長期借入金については、生駒市減債基金を取り崩したうえで、一般会計から借り入れたものです。

次に、支出です。

第1款資本的支出、第1項企業債償還金については、病院建設に係る企業債の元金償還金です。

続いて、損益計算書です。

なお、12ページ以降は、企業の実質的な経営成績や財政状態を明らかにするため、税抜きで記載しています。

「1医業収益」と「2医業費用」を差し引きした「医業損失」は、3億9492万3895円、「医業損失」から「3医業外収益」、「4医業外費用」を差し引きした「経常利益」は、8767万409円となり、この経常利益から、「5特別損失」を差引きした「当年度純利益」は、8764万7630円となりました。

「当年度純利益」から「前年度繰越欠損金」を減じた「当年度未処理欠損金」は6億6692万6714円となりました。

13ページには「3欠損金計算書」、「4欠損金処理計算書」について記載しています。

続いて、貸借対照表です。

資産の部、「1固定資産」と「2流動資産」を合わせた「資産合計」は、49億4146万3659円です。

次に、負債の部「3固定負債」、「4流動負債」、「5繰延収益」を合わせた「負債合計」は、54億839万373円です。

次に、資本の部「6資本金」と「7剰余金」を合わせた「資本合計」は、マイナス4億6692万6714円となり、「負債・資本合計」は「資産合計」と同額の49億4146万3659円となりました。

16ページから18ページには「注記」を、19ページから25ページには「III決算附属書類」を、27ページには「IV公営企業の経営の健全化」について記載しています。

議案説明書

【9月29日開催分】

令和7年9月定例会

令和7年生駒市議会第5回(9月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和7年9月29日(月) 議会運営委員会休憩中

2 場 所 第1会議室

3 市長提出議案

議案第 72 号	令和7年度生駒市一般会計補正予算（第3回）
----------	-----------------------

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

建設部長 米田尚起

議案第72号 令和7年度生駒市一般会計補正予算（第3回）

【建設部】

款6 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費について説明します。

今回の補正は、近鉄が行う駅構外エレベーター等の整備のための設計に要する経費として、負担金補助及び交付金300万円を計上するものです。

続いて、第2表債務負担行為補正については、鉄道駅バリアフリー環境整備促進事業補助金（新設分）について、設計及び工事に係る2カ年の債務負担行為として1億2300万円を追加するものです。

また、同事業負担金及び補助金（維持管理・更新及び補修分）について、供用開始後の維持管理及び更新時に係る経費負担額を追加するものです。

東生駒駅については、市内で生駒駅に次ぐ主要駅であり、駅構内は国の定めるバリアフリー基準を満たしていますが、駅構外においては階段の利用を余儀なくされる箇所が存在し、改善を望む声が多く寄せられていました。

一方で、近鉄からは遠回りとはなるものの、スロープで構成されるバリアフリー経路が確保されていることから、本駅へのエレベーター等の設置を早急に行うこととは難しい旨の回答を受けていましたが、この度、近鉄との協議が整い、具体的な整備事業を進めることとなりました。

また、事業のスケジュールとしては、令和9年3月末の完成を目指し、本議案の議決後、速やかに「基本協定」を締結し、その後、近鉄が主体となり事業を進めていく予定です。